

令和3年度障害者総合福祉推進事業

地域生活定着支援センターとの連携を中心とした障害者の  
入口支援を効果的に実施する方法に関する調査研究

報告書

令和4（2022）年3月

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

---

# 目次

---

## 第1章 事業の要旨

1	事業の目的	1
2	研究の方法	2
3	結果の概要	4
4	まとめ	6
5	検討委員会の実施状況	7
6	成果の公表計画	7

## 第2章 地域生活定着支援センター及び基幹相談支援センターにおける障害者の 入口支援に関する実態調査

1	地域生活定着支援センター及び基幹相談支援センターにおける入口支援 の現状把握についての調査	8
2	地域生活定着支援センター及び基幹相談支援センターにおける入口支援 の実践と地域の連携した支援の実態についての調査	31
3	まとめ	46

### (資料)

資料1	: アンケート調査票 (調査1)	51
資料2	: アンケート調査票 (調査2)	54
資料3	: アンケート調査票 (調査3)	58
資料4	: ヒアリング調査票 (調査4)	62
資料5	: ヒアリング調査票 (調査5)	63
資料6	: アンケート調査結果 (調査2)	64
資料7	: アンケート調査結果 (調査3)	69

# 第1章 事業の要旨

## 1 事業の目的

平成 28（2016）年に起訴猶予処分予定者等の再犯防止のための社会復帰支援が盛り込まれた再犯防止推進法が制定されたことに伴い、「高齢又は障害のある者等への支援等」に関し、入口支援における地域の関係機関の連携と施策の実施が求められることとなった。令和 3（2021）年度からは、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、地域生活定着支援センターが支援を行う「被疑者等支援業務」が始まり<sup>1)</sup>、入口支援の実践は重要になっている。

一方で、平成 26（2014）年に全国の地域生活定着支援センターで入口支援が行われた件数は743 件にとどまっていた<sup>2)</sup>。また、地域で障害者を支援する役割を担う基幹相談支援センターや地域の相談支援事業所における入口支援の実態は明らかになっていない。

国立のぞみの園が令和元（2019）年に行った調査では、地域生活定着支援センターが支援をしている矯正施設退所者のうち、退所後自宅で生活をしている者の主な支援者は、地域生活定着支援センターが 26.6%、障害者相談支援事業所が 22.2%で、この2つで全体の約5割を占めていた<sup>3)</sup>。障害者の入口支援を効果的に行うためには、地域生活定着支援センターと相談支援事業所が連携して取り組むことが重要であることがうかがえたが、その具体的な方法については整理できていない。

本研究は、基幹相談支援センター及び相談支援事業所と地域生活定着支援センターとの入口支援等の現状を明らかにするとともに、協働して入口支援等を行った事例を把握し、連携を中心とした障害者の入口支援等を効果的に実施する方法について検討することを目的とした。

なお、「入口支援」とは、「矯正施設（刑務所や少年院など）に入所する前の段階で、高齢又は障害のある被疑者等の福祉的支援を必要とする者に対して、検察庁、保護観察所、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しする取り組み」である。また、令和 3（2021）年 4 月より、前

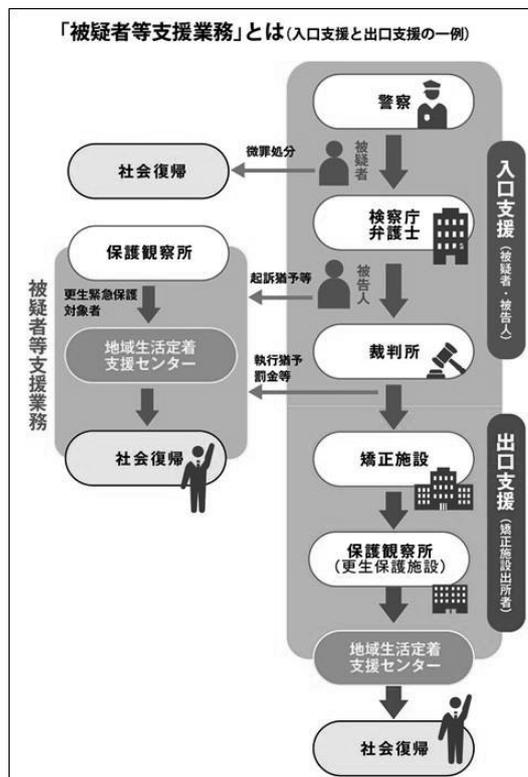


図1 「被疑者等支援業務」とは  
(伊豆丸剛史「罪を犯した高齢者・障害者に寄り添う生きづらさを解きほぐす福祉の力」厚生労働,2021 より引用)

述した「被疑者等支援業務」が、地域生活定着支援センターの新たな業務として開始した（図1を参照）<sup>4)</sup>。前者は広義の入口支援、後者は狭義の入口支援とも言えるが、本研究では両方を含めた「入口支援」として調査研究を行った。

## 2 研究の方法

本研究で行う調査（アンケート・ヒアリング）結果の分析及び報告書作成の検討を行うため、有識者と事務局（国立のぞみの園）で構成する「研究検討委員会」を設置した。事業の進捗に合わせて3回の委員会を開催し、意見交換を行った。研究検討委員は表1のとおりである。

表1 研究検討委員等一覧

委員氏名	所属
山下 浩司	大村市社会福祉協議会
徳山 勝	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター
本多 崇人	新潟県地域生活定着支援センター
桑野 博文	大分県地域生活定着支援センター
浦崎 寛泰	弁護士法人ソーシャルワーカーズ
水藤 昌彦	山口県立大学 社会福祉学部
大村 美保	筑波大学 人間系 障害科学域
事務局氏名	所属
日詰 正文	国立のぞみの園研究部
皿山 明美	国立のぞみの園研究部
古屋 和彦	国立のぞみの園研究部
佐々木 茜	国立のぞみの園研究部
岡田 裕樹	国立のぞみの園研究部

具体的な調査方法は以下のとおりである。

なお、調査の手続きについては、国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会で承認を得ている（承認番号 03-1-03）。

### 調査1. 基幹相談支援センターの基本情報を収集するためのアンケート調査

- 対象：全国の市区町村（悉皆 1,741 自治体）
- 方法：E-mail による質問紙調査
- 内容：所管する自治体で指定を受けている基幹相談支援センターの事業所名、運営主体名、

郵便番号、住所、電話番号、E-mail アドレスなど

調査 2. 地域生活定着支援センターの入口支援に関する実態把握のためのアンケート調査

- 対象：全国の地域生活定着支援センター（悉皆 48 カ所）
- 方法：郵送による質問紙調査
- 内容：入口支援の件数、地域の関係機関と連携して行った入口支援の件数と実施状況、入口支援に関する課題など

調査 3. 基幹相談支援センターの入口支援に関する実態把握のためのアンケート調査

- 対象：調査 1 により情報を得た全国の基幹相談支援センター
- 方法：郵送による質問紙調査
- 内容：入口支援の件数、地域の関係機関と連携して行った入口支援の件数と実施状況、入口支援に関する課題など

調査 4. 地域生活定着支援センターの入口支援に関する事例や具体的な取り組み等を把握するためのヒアリング調査

- 対象：調査 2 により情報を得た全国の地域生活定着支援センター
- 方法：オンライン及び電話でのインタビューによる調査
- 内容：入口支援の事例、関係機関との連携の状況、必要なスキル、今後の課題など

調査 5. 基幹相談支援センターの入口支援に関する事例や具体的な取り組み等を把握するためのヒアリング調査

- 対象：調査 3 により情報を得た基幹相談支援センター
- 方法：オンライン及び電話でのインタビューによる調査
- 内容：入口支援の事例、関係機関との連携の状況、必要なスキル、今後の課題など

調査 6. 地域生活定着支援センターと基幹相談支援センターの連携の実態把握のための合同ヒアリング調査

- 対象：調査 4、調査 5 により情報を得た地域生活定着支援センター及び基幹相談支援センター
- 方法：オンライン及び電話でのインタビューによる調査
- 内容：連携して行った実践の経緯や、連携に必要な取り組みなど

※但し、調査 6 については、調査 4 及び調査 5 により十分な成果を得ることができたため実施しなかった。

## 3 結果の概要

---

### 1) アンケート調査

#### 1. 基幹相談支援センターの基本情報を把握するためのアンケート調査（調査1）

##### （1）回収状況

対象となった1,741自治体のうち、807自治体から回答を得ることができた。（回収率46.4%）

##### （2）基幹相談支援センターの設置状況

回答があった自治体より基幹相談支援センター528カ所の情報を得ることができた。回答があった自治体のうち、基幹相談支援センターを設置している自治体は487カ所で、全体の約60.1%であった。そのうち、圏域で設置している自治体は186カ所（38.2%）であった。

#### 2. 地域生活定着支援センターにおける入口支援の現状把握についてのアンケート調査（調査2）

##### （1）回収状況

対象となった地域生活定着支援センター48カ所のうち、34カ所から回答を得ることができた。（回収率70.8%）

##### （2）地域生活定着支援センターにおける入口支援の現状

回答があった34カ所のうち、入口支援を行っているセンターは28カ所（82.4%）であり、6カ所（17.6%）は行っていなかった。入口支援を行っているセンターの実利用者の平均人数は、令和2（2020）年度が10.2人、令和3（2021）年4～9月が7.1人で、利用者の障害種別は精神障害が最も多く、次いで知的障害、発達障害であった。相談の依頼元は弁護士が最も多く、次いで検察庁であった。支援の相談を受けたタイミングは、被疑者段階が最も多く、次いで被告人段階であった。

##### （3）基幹相談支援センター等関係機関との連携

支援がうまくいった事例として、うまくいった要因には「支援者間のケア会議等によって役割分担を行うこと」や、「情報共有を密にして支援の方向性を明確にすること」などがあった。また、地域の関係機関に対して「一緒に考えていく」、「一緒に支援を構築する」といった相談支援事業所だけに負担が集中しないようバックアップする姿勢や、仕組みに関して自立支援協議会に参加し日頃から顔の見える関係を築くことの重要性などが示された。

#### 3. 基幹相談支援センターにおける入口支援の現状把握についてのアンケート調査（調査3）

##### （1）回収状況

対象となった基幹相談支援センター528カ所のうち、300カ所から回答を得ることができた（回収率56.8%）

##### （2）基幹相談支援センターにおける入口支援の現状

回答があった300カ所のうち、入口支援を行った利用者のあるセンターは、令和2（2020）年度は92カ所（30.7%）、令和3（2021）年4～9月は83カ所（27.7%）で、いずれも全体の約3割程度であった。利用者の障害種別は精神障害が最も多く、次いで知的障害、発達障害であった。相

談の依頼元は行政が最も多く、次いで弁護士であった。支援の相談を受けたタイミングは、判決後の段階（執行猶予も含む）が最も多く、次いで被疑者段階であった。

### （３）地域生活定着支援センター等関係機関との連携

支援がうまくいった事例として、うまくいった要因には、「地域生活定着支援センターからの助言や密な連絡等があること」や、「支援が地域生活定着支援センターから引き継がれるプロセスのなかで、面会等同行支援や情報共有など丁寧な関わりを示されること」などがあった。また、司法との橋渡し役や、入口支援に関する周知と学習を目的とした研修の開催等を地域生活定着支援センターが行っている事例が多くあった。また、地域生活定着支援センター等関係機関と連携して支援を行う上で、役割分担や情報共有が重要であることが示された。

## ２）ヒアリング調査

### １．地域生活定着支援センターにおける入口支援の実践と地域の連携した支援の実態についてのヒアリング調査（調査４）

#### （１）調査対象

調査２で把握した地域生活定着支援センターのうち、入口支援の実績があり、地域の関係機関との連携が進んでいる等の特徴がある地域生活定着支援センター10カ所を対象とした。

#### （２）関係機関との連携について

司法から福祉のつなぎ、橋渡し役、司法関係者と福祉関係者との通訳的な役割といった意見が多く、基幹相談支援センター、相談支援事業所などの地域での支援を担う機関へ主な役割をつないでいくことを重視していることがわかった。一方で、非行・犯罪行為をした障害者支援に対する敷居の高さや不安感、拒否反応が地域の関係機関にあることは否定できず、支援をつなぐ際の配慮が求められていた。

また、入口支援は、地域生活定着支援センターが最初に利用者に関わるケースが多く、短い時間かつ限られた情報のなかで、本人の特性や非行・犯罪行為の背景要因なども含めた利用者の包括的なアセスメントを行うことと、そのアセスメント結果を関係機関に共有することが重要であることがわかった。

#### （３）個人情報の収集や提供について

入口支援では、特別調整など出口支援と比較して利用者の情報が少なく、短期間で関係機関を調整することが求められる。特に司法機関からの利用者に関する情報は、個人情報保護等の観点もあって情報量が少ないという回答が見られ、また、司法機関から提供される情報は非行・犯罪行為や本人の責任能力に焦点を当てたものであり、地域生活を見据えた際に福祉の支援者が必要とする情報と乖離している場合があり、司法機関との視点や目指す方向の違いがあることがうかがえた。

#### （４）入口支援業務について

地域生活定着支援センターが入口支援を行う上で、短い時間で、なおかつ限られた情報のなかでアセスメントを行うスキルが重要になっていることがわかった。さらに、司法機関、医療機関等に対して障害特性の理解促進や、地域の相談支援事業所や関係機関に対して司法手続きに関する助言や橋渡しなど、地域生活定着支援センターが司法と福祉をつなぐ重要な役割を担っており、地域においてさまざまな支援機関を調整するスキルが必要であるということがわかった。

## 2. 基幹相談支援センターにおける入口支援の実践と地域の連携した支援の実態についてのヒアリング調査（調査5）

### （1）調査対象

調査3で把握した基幹相談支援センターのうち、入口支援の実績があり、地域の関係機関との連携が進んでいる等の特徴がある基幹相談支援センター9カ所を対象とした。

### （2）関係機関との連携について

多くの基幹相談支援センターが、入口支援に限らず、いわゆる「支援困難なケース」の相談を受けて支援を行う役割を担っており、段階的に地域の相談支援事業所につなぐための情報の整理や共有、ケア会議の場の設定、地域の社会資源との調整などを基本として行っていることから、入口支援が特別な支援ではなく、あくまで普段行っている相談支援業務の一つとして捉えていることがわかった。また、多くの基幹相談支援センターが自立支援協議会において行政とともに運営側となって関わっており、関係機関との連携がうまくいっている事例では、地域の支援機関同士の顔が見える関係づくりを意識した取り組みを主体的に行っているセンターが多いことがわかった。

### （3）個人情報の収集や提供について

入口支援の場合、短期間での支援や限られた情報のなかでのアセスメントが必要になるが、一方で、例えば緊急を要する支援や、これまで福祉サービスを利用していなかった者への支援などを行う際においても情報が少ない場合があり、必ずしも多くの情報が必要とは限らないという意見が多いことがうかがえた。

### （4）相談支援の立場における入口支援業務について

入口支援の重要さは理解しつつも、あくまで地域で長期にわたり利用者を支援するなかでの局面のひとつであり、特別なスキルが必要と感じていないという意見が多いことがうかがえた。入口支援であっても出口支援であっても必要な視点や取り組み方に違いはなく、大切なのはソーシャルワークの実践をどの場面であっても行っていく姿勢が大切であるということがわかった。

## 4 まとめ

本研究は、基幹相談支援センター及び相談支援事業所と地域生活定着支援センターとの入口支援等の現状を明らかにするとともに、協働して入口支援等を行った事例を把握し、連携を中心とした障害者の入口支援等を効果的に実施する方法について検討することを目的に行った。

調査の結果、入口支援を行っている地域生活定着支援センターは全体の約8割、基幹相談支援センターは全体の約3割であることがわかった。入口支援に対する考え方や取り組み方は、特に地域生活定着支援センターにおいて事業所や地域によって異なる現状があった。多くの基幹相談支援センターは、「地域で特に支援が必要な者、困っている者に対する相談支援（ソーシャルワーク）」として非行・犯罪行為をした障害者に対する支援を実践しており、本人の特性や背景の理解、権利擁護など障害者支援に必要な基本的な理念や姿勢が備わっていることが重要であることが確認できた。

入口支援の課題として、「支援期間の短さ」や「提供される情報の少なさ」「アセスメントの難しさ」など

があり、特に基幹相談支援センターにおいて、司法機関との橋渡しや通訳の役割として地域生活定着支援センターとの連携、具体的には情報提供や研修の機会等が重要であることがわかった。また、地域生活定着支援センター、基幹相談支援センターいずれも、関係機関と連携して支援を行う上で、「役割分担」と「情報共有」が課題となっていることがわかった。一方で、地域生活定着支援センター、基幹相談支援センターの役割や機能が十分に周知されていない現状があり、基本的な役割や機能の整理と周知が重要であることが考えられた。

こうした現状から、基幹相談支援センターや障害者相談支援事業所と地域生活定着支援センター、関係機関が地域において連携した支援を効果的に行うために、①入口支援の周知、②役割分担と情報共有、③顔の見える関係づくり、④「非行・犯罪行為をした障害者」に対する考え方が重要であることがわかった。

## 5 検討委員会の実施状況

委員会は3回、検討委員7名、事務局4名、オブザーバー5名（全国地域生活定着支援センター協議会2名、厚生労働省2名、法務省1名）で行われた。詳細は表2のとおりである。

表2 検討委員会開催の詳細

	日程	方法	主な議題
1回	2021年9月8日（水）	Zoom でのオンライン会議	研究計画の検討、アンケート調査の検討
2回	2021年1月7日（金）	Zoom でのオンライン会議	アンケート結果の分析、ヒアリング調査の検討
3回	2022年3月9日（水）	Zoom でのオンライン会議	研究成果の確認、研究報告書作成のための検討

## 6 成果の公表計画

### （1）障害者総合福祉推進事業報告書

- PDFデータを国立のぞみの園及び厚生労働省のWebページ内に掲載を予定している。
- 加筆・修正のうえ、国立のぞみの園紀要第15号（2022年6月刊行予定）に掲載する予定である。

## 第2章 地域生活定着支援センター及び基幹相談支援センターにおける障害者の入口支援に関する実態調査

### 1 地域生活定着支援センター及び基幹相談支援センターにおける入口支援の現状把握についての調査

#### 1. 基幹相談支援センターの基本情報を把握するためのアンケート調査（調査1）

##### （1）目的と方法

調査1として、基幹相談支援センターを対象としたアンケート調査を行うための基幹相談支援センターの事業所名、住所等の情報把握を目的として、全国の自治体（市区町村）を対象としたアンケート調査を実施した。調査対象は全国の市区町村 1,741 自治体で、調査期間は令和3（2021）年8月12日～8月31日とした。

調査は以下の方法により行った。

- ・方法：E-mailによる質問紙調査
- ・対象：全国の市区町村（1,741自治体）を対象
- ・内容：市区町村及び圏域で設置されている基幹相談支援センターの事業所名、運営主体名、郵便番号、住所、電話番号、E-mailアドレス

##### （2）結果

対象とした1,741自治体のうち、807自治体から回答を得ることができた。回収率は46.4%であった。

設問ごとの結果は以下の通りである。（※数値は令和3（2021）年8月1日時点）

設問	回答
①回答があった自治体の基幹相談支援センターの総数	528カ所
②回答があった自治体のうち、基幹相談支援センターを設置している自治体数	487カ所 (全体の60.1%)
③②のうち、圏域で設置している自治体数	186カ所 (②の自治体のうち38.2%)

## 2. 地域生活定着支援センターにおける入口支援の現状把握についてのアンケート調査（調査2）

### （1）目的と方法

調査2として、地域生活定着支援センターにおける入口支援に関する実態把握を目的として、全国の地域生活定着支援センターを対象としたアンケート調査を行った。調査対象は全国の地域生活定着支援センター（悉皆）で、調査期間は令和3（2021）年10月18日～11月19日とした。

調査は以下の方法により行った。

- ・方法：郵送による質問紙調査
- ・対象：全国の地域生活定着支援センター（48カ所）を対象
- ・内容：入口支援の件数、地域の関係機関と連携して行った入口支援の件数と実施状況、入口支援に関する課題 など

### （2）結果

対象とした48カ所のうち、34カ所から回答を得ることができた。回収率は70.8%であった。

設問ごとの結果は以下の通りである。なお、数値は令和3（2021）年9月末日時点のものである。

#### ① 入口支援の実施の有無

入口支援を「行っている」が28カ所（82.4%）で、「行っていない」が6カ所（17.6%）であった（図2）。

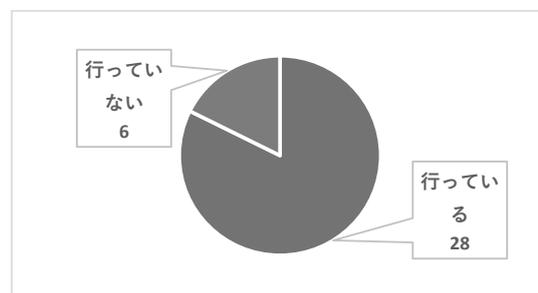


図2 入口支援の実施の有無（n=34）

#### ② 入口支援を行った利用者の実人数

令和2（2020）年度に入口支援を行った利用者の実人数は、全体数が346人で、そのうち電話相談のみで対応した人数が134人であった。全体数より、「行っている」と回答があった27カ所の平均人数は10.2人で、最大値は83人であった。

令和3（2021）年4～9月に入口支援を行った利用者の実人数は、全体数が242人で、そのうち電話相談のみで対応した人数が108人であった。全体数より、「行っている」と回答があった27カ所の平均人数は7.1人で、最大値は43人であった。

### ③ 利用者の障害種別

令和 2（2020）年度に入口支援を行った利用者の障害種別は、精神障害が 152 人（43.9%）、知的障害が 73 人（21.1%）、発達障害が 16 人（4.6%）、身体障害が 4 人（1.2%）で、重複では知的障害と精神障害が 24 人（6.9%）であった。

令和 3（2021）年 4～9 月に入口支援を行った利用者の障害種別は、精神障害が 95 人（39.3%）、知的障害が 57 人（23.6%）、発達障害が 35 人（6.0%）、身体障害が 8 人（1.4%）で、重複では知的障害と精神障害が 36 人（6.1%）であった（図 3）。

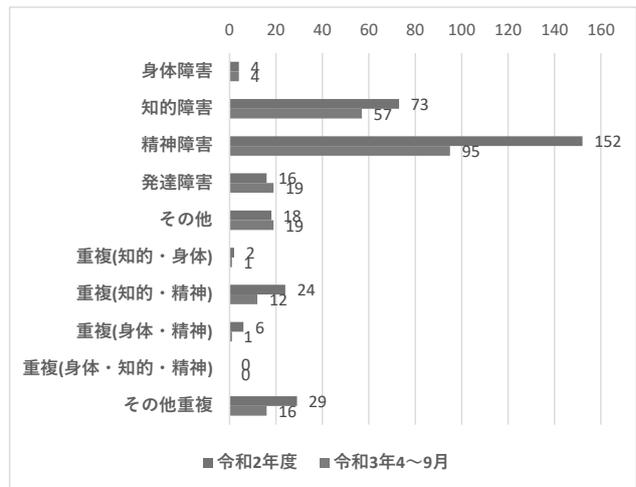


図 3 利用者の障害種別 (n=346、242)

### ④ 相談の依頼元

令和 2（2020）年度に入口支援を行った利用者の相談の依頼元は、弁護士が 178 人（51.4%）、その他が 66 人（19.1%）、検察庁が 65 人（18.8%）、基幹相談支援センターが 18 人（5.2%）であった。その他の回答では、「保護観察所」「障害者福祉施設」「本人」「警察」などがあつた。

令和 3（2021）年 4～9 月に入口支援を行った利用者の相談の依頼元は、弁護士と検察庁が 54 人（22.3%）、その他が 47 人（19.4%）、基幹相談支援センターが 12 人（5.1）であった（図 4）。その他の回答では、「保護観察所」「家族・親族・成年後見人」が多かつた。

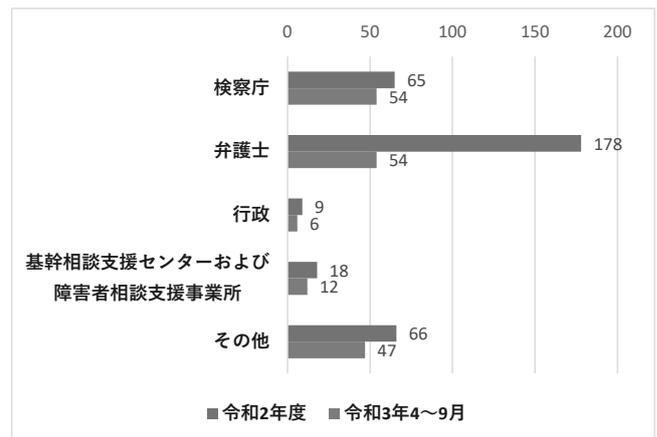


図 4 相談の依頼元 (n=346、242)

### ⑤ 支援の相談を受けたタイミング

令和2（2020）年度に入口支援を行った利用者の支援の相談を受けたタイミングは、「被疑者の段階」が137人（39.6%）で、「被告人段階」が83人（24.0%）、「判決後の段階（執行猶予も含む）」、「その他」が17人（4.9%）であった。

令和3（2021）年4～9月に入口支援を行った利用者の支援の相談を受けたタイミングは、「被疑者の段階」が107人

（44.2%）で、「被告人段階」が60人

（24.8%）、「判決後の段階（執行猶予も含む）」が14人（5.8%）、「その他」が4人（1.7%）であった（図5）。

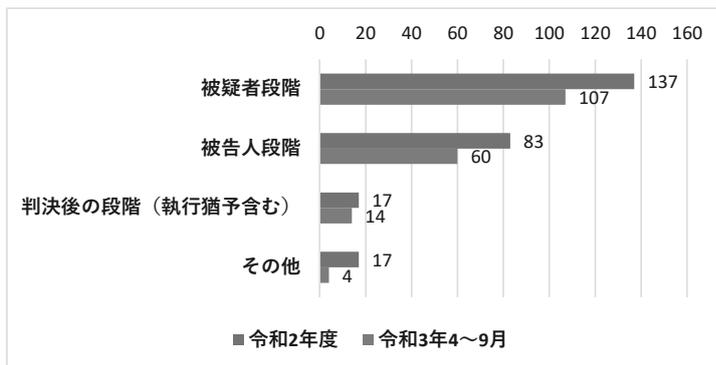


図5 支援の相談を受けたタイミング（n=346、242）

### ⑥ 基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業所との関わり

（令和2年度：n=346 令和3年4～9月：n=242）

設問	回答
<b>(a) 定着支援センターから基幹相談/相談支援に依頼したケース</b>	
令和2年度	81人
令和3年4～9月	57人
<b>(b) 基幹相談/相談支援から定着支援センターに依頼したケース</b>	
令和2年度	18人
令和3年4～9月	17人
<b>(c) 定着支援センターが中心となって支援を継続しているケース</b>	
令和2年度	32人
令和3年4～9月	43人
<b>(d) 定着支援センターも一定の関与を継続しているが、基幹/相談支援に中心的な役割が移行しているケース</b>	
令和2年度	37人
令和3年4～9月	27人
<b>(e) 定着支援センターによる関与が終了し、基幹/相談支援が中心となって支援を継続しているケース</b>	
令和2年度	34人
令和3年4～9月	16人

## ⑦ 基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業所との関わりについての事例

### 支援がうまくいった事例（うまくいくためのポイント、工夫など）

#### ■相談支援との連携について

- ・ 相談支援事業所が役割を理解し、対応していること。定着支援センターとの報告・連絡・相談が密にできること。
- ・ 相談支援専門員等の担当者の熱意・意欲が高く、相談支援事業所、その地域社会の理解があると連携はスムーズに進む。

#### ■実践について

- ・ ケア会議を開き役割分担を行う。自立支援協議会に参加し、日頃から顔の見える関係を築いておく。
- ・ 支援の都度、支援状況を共有している。支援会議を開催し、支援方針等を検討している。
- ・ 面接に行政、相談支援事業所に参加してもらい、支援の方向性を一緒に考え役割分担を行う。拘留中から行政に相談し、一時帰宅後の支援の確約を得たうえで、一時帰宅先を利用する。直接的な支援は相談機関が行うが、緊急時など一緒に考えフォローを行う。
- ・ 逮捕後、計画相談担当者、行政担当者、保護観察所と調整し、自立準備ホームで在宅起訴期間の居場所を確保し性犯防止プログラムのトレーニング入院の調整と、退院後の入所施設を分担して調整した。
- ・ 初期段階から地域の支援者と一緒に支援の構築ができた。支援が必要な人と認識してもらえるように丁寧に説明することと、本人と出会ってもらえる機会を設定するよう工夫している。
- ・ 支援者会議を持ち役割分担を行うこと、情報共有を定期的に行うことが重要である。検察庁から今後の流れを受け、基幹相談支援センターに情報共有を行い、基幹支援センター主導のサポートを定着支援センターで行い、あくまで基幹支援センターが窓口となり地域の福祉につなげていった。
- ・ 元々本人が支援を受けていた関係機関だったため、本人のことは定着支援センターよりも理解しており支援がスムーズだった。
- ・ 情報共有を密にし、支援の方向性について適宜支援会議を経て役割分担を明確にし、関係機関との合意形成を図り進める。相談支援事業所のみには負荷がかからないよう協力機関を増やし、責任分散を図る。何かあれば定着支援センターがバックアップする姿勢を示すことも必要。
- ・ 密な情報共有を行う。それぞれの機関が担う役割分担を明確にする。

#### ■地域の連携について

- ・ それぞれの関係機関が役割を果たした。定着支援センターが専門機関を集めファシリテーターを務めた。

### 支援がうまくいかなかった事例（うまくいかなかった要因や課題など）

#### ■地域の連携について

- ・ 全て定着支援センターでの調整に任せられ、計画相談のみとなる。また、支援会議も定着支援センターに依頼される。（しかし、このことでスムーズに進んでいるケースもある）
- ・ 役割の押し付け合い、連携のチームが作れない時がある。

- ・ 報告・連絡・相談が不足すると支援に統一性がなくなってしまう。主となる支援者の立場が不明確で、支援の方向性の統一が図れなかった。
- ・ そもそも相談支援を引き受けてもらえない場合がある。理由は相談支援事業所のマンパワー不足。もしくは触法障害者(罪名等)という偏見・差別から協力を断られることがある。
- ・ 初期段階から地域の支援機関に介入してもらえない。本人のニーズと支援者が必要と考えることにズレがあることやそもそも本人を受け止めることに拒否感があることが要因である。
- ・ 担当者や上司、地域社会の対応が消極的だと連携が困難になる。この場合、法的・制度的な根拠に立ち戻って対応を申し入れ、成功体験につながるよう支援者を援助している。

#### ■支援の困難さについて

- ・ 途中から本人が福祉の支援を希望しないと云った。また、他の入居者や職員への暴力行為が多くなり退所を迫られた。
- ・ 基幹支援センターより連絡あり。逮捕後市内で行き場がないので、自立準備ホームで暮らすよう本人へ伝える。本人は、市としての支援を終了したので自立準備ホームのある街で暮らすようにと言われ、連携が困難となった。
- ・ 医療の必要性が高い対象者が多く、障害福祉サービスより医療機関につなぐ方が多かった。
- ・ 多くの方が金銭管理の面で問題を抱えており、支援が難しい。

#### ■支援期間の短さについて

- ・ 依頼や相談を受けてから調整期間が短いため、面接の回数も限られ支援者との関係を十分に築くことが難しい場合がある。
- ・ 障害受容に時間がかかる。失敗体験をしながら障害支援を自分から利用したいと思うまでのフォローが大変。障害サービスを利用しないケースを相談支援等の支援者へ移行がしづらい、チームで支えられない。

### ⑧ 連携した地域の関係機関

入口支援を行っているという回答があった28カ所のうち、令和2（2020）年度、令和3年4～9月両方を含めて、入口支援に関して連携した地域の関係機関は、「保護観察所」が25カ所、「障害者相談支援事業所」「弁護士（国選）」が24カ所、「自治体の障害福祉担当部署」「自治体の生活保護担当部署」が23カ所で、「基幹相談支援センター」は19カ所であった（図6）。

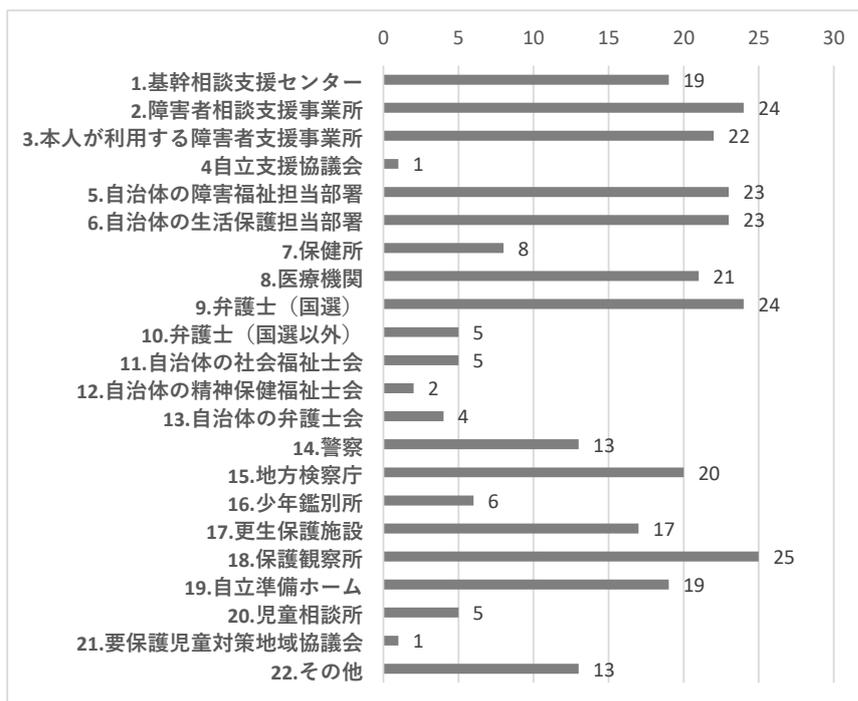


図6 連携した地域の関係機関（n=28）

### ⑨ 入口支援における地域の支援体制と課題について

設問	回答
(a) 定着支援センターが設置されている都道府県での市区町村数	1,230 市区町村
(b) 定着支援センターが設置されている都道府県での市区町村のうち、再犯防止推進計画に基づく窓口が設置され、それに関連した会議等が設置されている市区町村数	50 市区町村 (全体の4.1%)  ※設置されている市区町村があると回答があったセンターは17カ所
(c) (b)のうち、定着支援センターが参加している市区町村数	11 市区町村 (全体の0.9%)
(d) 定着支援センターが設置されている都道府県での入口支援に関する会議等の有無	
設置されている	19カ所
設置されていない	15カ所
(e) (d)の会議等の他に定着支援センターが主催する会議の有無	
ある	17カ所
ない	17カ所

**(f) 入口支援に関連する会議等のうち定着支援センターが参加していないものがある場合の理由**

- ・ 会議等を設置している市町村が少ないため。会議等を主催する市町村から参加についての依頼がないため。
- ・ 入口支援への取り組みの日が浅く、各方面での問題意識の共有や周知もこれからの段階で、会議等自体が動いていないため。
- ・ 県の再犯防止推進計画には「地域生活定着支援センターの充実強化」を具体的な取り組みの中に盛り込んでいるため参加できているが、市町村の再犯防止計画には「地域生活定着支援センターとの連携」が盛り込まれていないため参加できていない。
- ・ 計画段階で参加したのみである。
- ・ 県の再犯防止推進計画がまだできていないため、市区町村は県の計画を見てその後になる予定。
- ・ 再犯防止推進計画が進んでいないこと。入口支援の周知ができていない。
- ・ 定着支援センターの認知やイメージが「再犯防止」につながらない。
- ・ 再犯防止推進計画に基づく窓口が設置されていないため。以前、県の再犯防止推進計画に基づく会議に参加したことがある。
- ・ 現在当センターは入口支援準備をすすめている段階で入口支援に関するノウハウがないため。
- ・ 依頼を受けていないため。
- ・ 県内市町村の再犯防止推進計画や入口支援における地域の支援体制について、対応検討中の所が多く、会議等の設置が進んでいないため。

**(g) (b)の会議等に参加している主な関係機関**

会議等が設置されている市区町村があると回答があった 17 カ所のうち、「保護観察所」が 12 カ所で、「地方検察庁」、「その他」が 10 カ所、「更生保護施設」が 8 カ所、「自治体の弁護士会」、「少年鑑別所」が 7 カ所であった（図 7）。

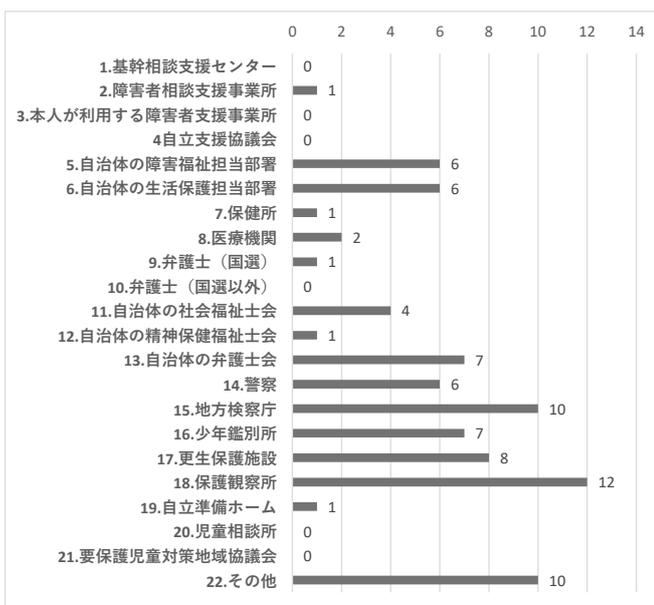


図 7 会議等に参加している主な関係機関（n=17）

## ⑩ 入口支援を行う上で（現在行っていないセンターは今後行う場合）、課題と感じていること

### 運営について

#### ■予算・人員について

- ・ 予算確保と人員配置。スキームの明確化。
- ・ ①人材の確保・育成、②予算が不安定、③入口支援のシステム作りが不十分（情報不足、受け皿の確保・拡大、面接環境、医療問題、他機関・多職種連携など）
- ・ 被疑者等支援業務により国から予算がついているが予算に見合った件数が確保できるのか。
- ・ 職員体制（特別調整対象者支援を行いつつ、入口支援も並行して行える又は行うための人材確保）
- ・ 予算が確定しない。人員の確保が難しい。
- ・ 来年度から実施予定であるが、現在県と来年度予算について協議中であり、職員体制・執行体制については未定である。
- ・ 新規に職員を採用し運営実施することとしているが、入口支援におけるノウハウの取得と支援内容の平準化に時間を要すると思われる。
- ・ 短期間の支援調整であり職員の技量が求められるが、対応できる職員が限られているため、同時に複数の支援依頼の時に苦慮する。
- ・ 刑事司法の流れや手続きの仕組みがわかる人材の登用の難しさ。入口支援を行うための十分な予算が準備されていない。
- ・ 職員の求人にあたり、給与面など一定の水準確保が必要であるが、国からの内示を受け、業務委託費が減額される可能性があり、入口支援を行うマンパワー確保が難しい。
- ・ 出口支援と同様に充実した支援や調整を行えるよう人員確保や人材育成(OJT等)が課題と感じている。保釈まで期間がない中で依頼や面談等の調整を行うが、他業務やスケジュール等との調整の難しさがあり、課題を感じている。
- ・ 職員の増員に伴い運営上課題はなし。

#### ■仕組みについて

- ・ 被疑者等支援業務の依頼件数が少ないこと。
- ・ 被疑者等支援業務の予算執行できる業務が今年は保護観察所からの依頼でないとカウントされない。そのため相談業務で行う入口支援でも同様の内容を支援しているにもかかわらず手続きにより被疑者等支援業務に含まれる内容に違いがある。同様の内容の業務を行うことを適切に評価できる対応が望まれる。被疑者等支援業務が定着支援センターの業務になることで、業務内容を関係機関にしっかり伝えていかないと、逮捕された方の支援は定着支援センターの仕事と理解され支援の主体から地域行政や関係者がおりてしまう。
- ・ 国からは「地域の実情に応じて支援を行う」と示されているが、明確にする必要があるのではないかと。
- ・ 関連する検察、弁護士など連携にかかる擦り合わせは継続的に必要と思われる。
- ・ 保護観察所や検察だけで福祉のニーズを判断している仕組みでは、偏りがある。

- ・ 特別調整の制度設計(保護観察所からの依頼で開始等)を強引に被疑者等支援業務に組み込んでいるため、実際の運用が困難。保護観察所との文書のやり取りなどは非常に手間がかかり、それ自体が負担になる。
- ・ 関係機関の定期的な協議の場の設置が必要。

#### ■業務の負担について

- ・ 保護観察所からの依頼以外に、弁護士からの依頼もある。急に依頼が入るため予定が組めず、通常業務との両立が難しい。
- ・ 出口支援業務を行っている現在の職員数では対応しきれない可能性があるため、現在県担当課に向け予算確保の協議を行っている。

#### ■その他

- ・ 今年度から定着支援センターに予算が付き事業として実施しているが、必ずしも定着支援センターではなく、地域の実情に応じて適切な機関が行うでもいいと考える。
- ・ 定着支援センターの知名度と役割について他機関の理解が不十分な点に課題を感じる。予算(特に人件費)の確保。
- ・ 定着支援センターは従来刑務所出所者等に対する支援を本来の業務としていることから、入口支援を行う必要性を感じない

### 実務について

#### ■支援期間の短さについて

- ・ 時間が限られている中で帰住先の確保。福祉支援や行政手続きに必要な本人情報の不足。
- ・ 釈放までに期間がない者の受け入れ先探しや福祉の利用までに時間がかかる。
- ・ 依頼から釈放までが短期間であるため、帰住先がない対象者の場合、調整が間に合わない可能性がある。
- ・ 施設の調整を行うにあたり、時間のない中で PCR 検査を求められることが増えていることと、その費用の問題がある。地域によっては対象者の受け止めがまだまだ消極的であったり、理解を得られない場合がある。
- ・ 事件によってはタイトな時間の中で、本人の本意の聞き取りと意に沿った福祉調整を行うことに困難さを感じる。住む場所のない人への支援、住居の確保、保証人や緊急連絡先の対応。
- ・ 入口支援では拘留期間が短く、迅速な対応が必要になる。また、面接にかけることのできる時間が出口支援に比べ圧倒的に少ないため、十分な情報を得難い可能性がある。
- ・ 刑事司法手続きについて、基本的な知識や流れを理解しておく必要があること。
- ・ 限られた身体拘束期間内で対象者の特性を把握する必要があり、アセスメントを十分に行うことが難しい。また、ケースにより長期的なフォローアップが必要となる。刑事司法関係機関及び福祉関係機関の相

互理解が乏しく、十分連携ができないことが想定される。

- ・ 弁護士や検事によって対応が異なる。情報が少ない
- ・ 出口支援と比べ、社会復帰までの期間が短い。その期間内に本人の意向に即した社会資源につなげるために多様な受け皿、ネットワークの構築が必要。判決までの期間が短い場合の対応の難しさ。(面談、釈放後の調整、各機関との会議等)入口支援を教える人材が少ない。
- ・ 調整期間が短いことから、対象者との関係性の構築及び受け入れ先の調整に困難さを感じる。

#### ■情報の共有について

- ・ 各関係機関の共通認識。情報提供について。
- ・ 対象者の医療、福祉、生活状況等の情報が少ない。関係機関とのネットワークの構築が課題。
- ・ 早ければ10日以内で支援を調整し、釈放後に実際の支援を開始しなければならないが、逮捕されたことによりアパートなど帰住地がなくなった対象者の支援には、更生保護施設利用のハードルや当センターにはシェルターがないことなどから困難性の高い状況が想定される。

#### ■地域の連携について

- ・ 一時帰住先が少ない(自立準備ホームが少ない。特に女性が入所できる施設が少ない)。拘留中に飲んでいた薬を釈放時に数日分いただくことができない。健康診断を行う事ができない。情報が少ない。更生保護施設後、障害者支援事業所等を利用する際に更生保護施設所在地に生活保護の援護が集中してしまう。
- ・ 地域の理解が不十分である。例えば、市町村、基幹支援センター、相談支援事業所によって理解の差があり、非協力的な機関、職員もいる。自分達の市町村民であるという認識が薄い。
- ・ 自県では検察における「社会福祉アドバイザー事業」(社会福祉士)の配置がなく、被疑者段階等で福祉が必要な人かどうかの切り分け、相談が適切に行われていない印象を受ける。検察と弁護側の立場が違うため、支援に向け一丸となった連携がしにくい。
- ・ 釈放後すぐに生活できる場所、収入の確保が課題である。
- ・ 本年度からの被疑者等支援業務において、全国で一律支援が行われることになったが、知識や技術の平準化が課題と思われる。依頼～釈放までの期間が短いため、一時的な受け入れ先(住まい)を探すのが難しい。
- ・ 被疑者等の住所地を管轄する行政機関等の協力が得られにくい場合がある。国は再犯防止を謳っているが、自治体までは伝わっていない。
- ・ 県内に女性用の更生保護施設がなく、自立準備ホームが1か所で定員1名。男女用の自立準備ホームが1か所と受け入れ施設の体制が整っていない。
- ・ 被疑者等支援業務で依頼数が増える場合、受け皿が少ないため依頼が来ても調整できるのか。警察署によっては面接時間延長など協力を得られない。拘留中の診察や診断書作成を受けてくれる医師、医療機関が地域にほとんどない。
- ・ 早急な住居確保が必要な場合は、更生保護施設や自立準備ホームの活用が予想されるが、県内の数も限

られており、常に活用することは難しいのではないかと感じている。

- ・ 受け入れ先として更生保護施設等はあるが、福祉の支援が必要でも直接障害福祉サービスを活用した居住先の確保が困難な事が多く、一時施設を利用せざるを得ない場合がある。

#### ■その他

- ・ 釈放後の薬の確保。
- ・ 対象者がなかなかあがってこない。

### 3. 基幹相談支援センターにおける入口支援の現状把握についてのアンケート調査 (調査3)

#### (1) 目的と方法

調査3として、基幹相談支援センターにおける入口支援に関する実態把握を目的として、全国の基幹相談支援センターを対象としたアンケート調査を行った。調査対象は全国の基幹相談支援センター（調査1で把握した基幹相談支援センター）で、調査期間は令和3（2021）年10月18日～11月19日とした。

調査は以下の方法により行った。

- ・ 方法：郵送による質問紙調査
- ・ 対象：全国の基幹相談支援センター（調査1で把握した528カ所）を対象
- ・ 内容：入口支援の件数、地域の関係機関と連携して行った入口支援の件数と実施状況、入口支援に関する課題 など

#### (2) 結果

対象とした528カ所のうち、300カ所から回答を得ることができた。回収率は56.8%であった。

設問ごとの結果は以下の通りである。なお、数値は令和3（2021）年9月末日時点のものである。

#### ① 基幹相談支援センターで支援を行っている利用者のうち、犯罪（非行）行為で逮捕されたことにより検察や弁護士などから新規で相談を受けて支援を行った利用者の実人数

令和2（2020）年度の実人数の総数は199人であった。利用者が一人以上あった事業所数は92カ所で、全体の30.7%であった。

令和3（2021）年4～9月の実人数の総数は188人であった。利用者が一人以上あった事業所数は83カ所で、全体の27.7%であった。

**② ①の利用者以外で、支援を行っていたが犯罪（非行）行為により逮捕されるなど刑事手続きに関わる支援を行った利用者の実人数**

令和2（2020）年度の実人数の総数は81人であった。利用者が一人以上あった事業所数は51カ所で、全体の17.0%であった。

令和3（2021）年4～9月の実人数の総数は77人であった。利用者が一人以上あった事業所数は54カ所で、全体の18.0%であった。

**③ 利用者の障害種別**

令和2（2020）年度に入口支援を行った利用者の障害種別は、精神障害が95人（33.9%）、知的障害が85人（30.4%）、発達障害が29人（10.4%）、身体障害が9人（3.2%）で、重複では知的障害と精神障害が28人（10.0%）であった。

令和3（2021）年4～9月に入口支援を行った利用者の障害種別は、精神障害が83人（31.3%）、知的障害が78人（29.4%）、発達障害が29人（10.9%）、身体障害が7人（2.6%）で、重複では知的障害と精神障害が35人（13.2%）であった（図8）。

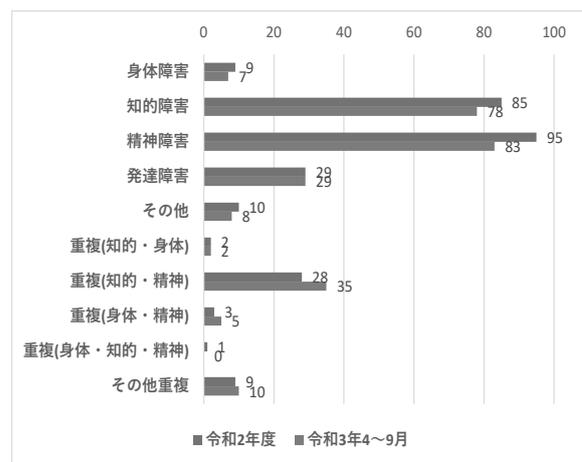


図8 利用者の障害種別 (n=199, 188)

**④ 相談の依頼元**

令和2（2020）年度に入口支援を行った利用者の相談の依頼元は、その他が79人（28.2%）で、行政が52人（18.6%）、弁護士が45人（16.1%）、地域生活定着支援センターが43人（15.4%）、検察庁が30人（10.7%）であった。その他の回答では、「保護観察所」「家族・親族・成年後見人」「警察」「相談支援事業所」などがあつた。

令和3（2021）年4～9月に入口支援を行った利用者の相談の依頼元は、その他が88人（33.2%）で、行政が50人（18.9%）、地域生活定着支援センターが40人（15.1%）、弁護士が39人（14.7%）、検察庁が17人（6.4%）であった（図9）。その他の回答では、「保護観察所」「家族・親族・成年後見人」「相談支援事業所」などがあつた。

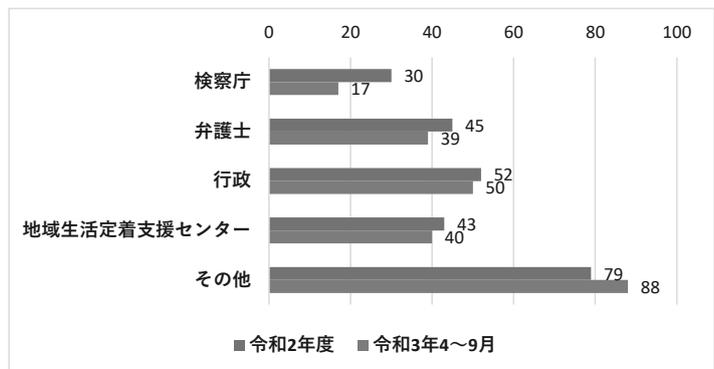


図9 相談の依頼元 (n=199, 188)

### ⑤ 支援の相談を受けたタイミング

令和2（2020）年度に入口支援を行った利用者の支援の相談を受けたタイミングは、「判決後の段階（執行猶予も含む）」が87人（31.1%）、「被疑者段階」が73人（26.1%）、「被告人段階」が47人（16.8%）、「その他」が38人（13.6%）であった。

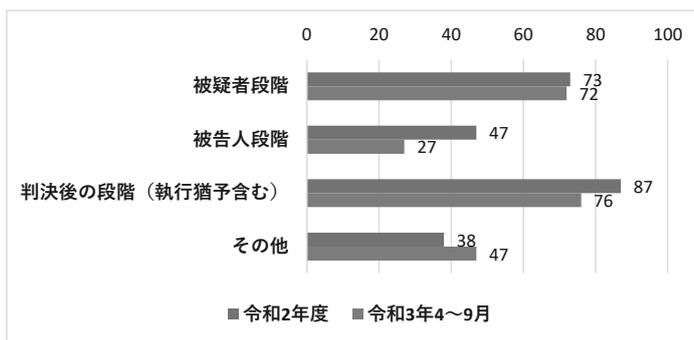


図10 支援の相談を受けたタイミング (n=199, 188)

令和3（2021）年4～9月に入口支援を行った利用者の支援の相談を受けたタイミングは、「判決後の段階（執行猶予も含む）」が76人（28.7%）、「被疑者段階」が72人（27.2%）、「その他」が47人（17.7%）、「被告人段階」が27人（10.2%）であった（図10）。

### ⑥ 地域生活定着支援センターとの関わり

(令和2年度：n=199 令和3年4～9月：n=188)

設問	回答
<b>(a) 基幹相談支援センターから地域生活定着支援センターに依頼したケース</b>	
令和2年度	15人
令和3年4～9月	10人
<b>(b) 地域生活定着支援センターから依頼をされたケース</b>	
令和2年度	49人
令和3年4～9月	48人
<b>(c) 基幹相談支援センターが中心となって支援を継続しているケース</b>	
令和2年度	98人
令和3年4～9月	120人
<b>(d) 障害福祉サービス等の利用などにより地域の特定相談支援事業所等に支援の中心的な役割が移行しているケース</b>	
令和2年度	70人
令和3年4～9月	58人
<b>(e) 基幹相談支援センターから計画相談等に支援が引き継がれているが、現在も基幹相談支援センターがバックアップを継続しているケース</b>	
令和2年度	54人
令和3年4～9月	48人
<b>(f) 支援が途切れたケース</b>	
令和2年度	49人
令和3年4～9月	23人

## ⑦ 地域生活定着支援センターとの関わりについての事例

### 支援がうまくいった事例（うまくいくためのポイント、工夫など）

#### ■定着支援センターとの連携について

- ・ 受刑後の情報共有や対応へのアドバイスをいただいている。
- ・ 地域の相談支援専門員が継続して関わっていたため、各関係機関と共に情報共有することができた。出所前に本人との面談を定着支援センターが調整してくれたため、出所後の福祉サービス等の見立てをしやすかった。
- ・ 立地として近いこと。犯罪当事者向け講座で共働しているため、顔の見える関係づくりができていたこと。アセスメントがしっかりされており、引き継ぐ情報量が多かったことで、面談・プランニングがやりやすかった。
- ・ 定着支援センター側に障害者施設への講義を依頼し、本人が利用しやすい環境を作った。
- ・ 定着支援センターから早期(刑務所にいる時など)に連絡をいただき、本人と面会、面談ができた。
- ・ 定期的開催される支援会議への定着支援センターの出席。同行支援の一部を定着支援センターが担当。県外の刑務所拘留中の本人とのリモート面会におけるコーディネートを定着支援センターが実施。
- ・ 支援介入の段階からサービス利用開始後の定期訪問に至るまですべての段階で定着支援センター職員と一緒に対応した。
- ・ 基幹支援センターとの役割分担をしっかりと示してもらい、本人と丁寧に関わってもらえた。
- ・ 定着支援センターとの関わりがないことから、依頼がどのようにくるのか、直接なのか、市を通してなのか、定着支援センターとはどのような連携を取れるのかなど、まだまだわからないことばかりである。
- ・ 自立準備ホーム退所後の支援について、就労継続支援 B 型、GH、生活保護担当課など各関係機関との連携を定着支援センターと密に行うことで、必要な支援や対応方法の詳細について認識を共有し、本人の問題行為について迅速に対応することが可能であった。
- ・ 役割分担、特に司法(弁護士、保護観察所、矯正施設)との橋渡しをしてもらえることで、共有・連携が図りやすい。
- ・ 更生保護施設退所後の行き先を探すことから依頼を受け、定着支援センターと連携して対応した(令和2年度以前)。入所施設にいったん入所し、その後地域のアパートへ移行。移行後も入所施設での薬の管理、日中活動は就労継続支援 B 型、金銭管理は生活保護と社協、委託相談・特定相談は基幹センターと同じところが担当した。多くの機関が関わり、現在も地域での生活が続けられている。
- ・ 本人との初回面接の時に定着支援センターの方が同席してくれて、犯罪の既往など聴取しづらい事項について、本人と当センターを取り持つようなフォローや回答をしてくれた。
- ・ 日頃より定着支援センターの方とは研修等で顔の見える関係ができていたため、相談につながるまではスムーズであったと思う。
- ・ 出所後の支援として数回定着支援センターと一緒に刑務所へ行って、本人の出所後の希望など聞くことができたので出所後もスムーズに特定相談支援につなげることができた。
- ・ 支援開始当初から密に連絡を取り合い、情報共有をしっかりと行うことができ、本人の些細な変化に気づくことができ、本人の心の揺れを最小限に抑えることができた。役割分担などもしっかり行い、必要な

支援につなげていくことができた。

- ・ 被疑者の段階で定着支援センターの介入を依頼。福祉的支援、自立訓練(矯正プログラム)、職場調整、医療連携など、本人や家族へ安心感を提供することが可能となった。
- ・ 地域定着支援センター職員と研修等で顔の見える関係性を構築できている。
- ・ 互いの役割を尊重して関わるよう配慮した。それぞれが目指す目標、結果を焦らないことが大事である。

#### ■情報の共有について

- ・ 定着支援センターが同法人内の事業所であり、出所前・後と連絡が取りやすく、サービス利用までスムーズに行うことができた。
- ・ 刑務所出所後帰住先のない障害者の支援についての相談を定着支援センターからの依頼を受け、グループホームへの入所支援を行った。グループホームとの調整にあたり対象者に関する詳細な情報提供を入念に行ったことと、市・定着支援センター等の関係機関が今後のバックアップを行うことを伝え、不安感を払拭してもらうことで入所することができた。
- ・ 密な連絡、情報共有により障害者支援事業所につなぐことができた。
- ・ 逮捕、拘留時から福祉関係のつながりがあり、比較的連携がとりやすい状況であった。
- ・ 報告、連絡、相談を密にとることがまず第一歩だと考えている。

#### ■役割分担について

- ・ それぞれの役割を理解し、負担を分担しながら支援を提供していることで、継続した支援が可能となっている。
- ・ 細かく情報をやり取りし丸投げではなく双方の立場の役割を担えたこと。
- ・ それぞれの役割などを明確にし、整理しながら関わってもらった。制度的なことについて随時助言をもらうことができた。

#### ■支援の準備について

- ・ 検討するための機会を出所前から度々行った事例。
- ・ 本人の生活の場と支援体制が確立され、維持されているケース。
- ・ 出所前に何度か TV 面談を行い、関係性の構築、本人の意向を確認できた。
- ・ 刑務所にいる間、本人にしっかり動機づけができ、支援につなげることができた。
- ・ 地域移行が決定する前から 2 年ほどかけて支援会議を実施した。

#### ■アセスメントについて

- ・ 対象者の特性理解ができたこと。関係者のフォローができていないこと。
- ・ 以前から本人との関わりがあり、本人のニーズが把握しやすいこと。本人と一緒に支援内容を検討することが比較的容易であること。

- ・ 支援者間で対応方法について協議し、共通のルールを設け、本人への対応を統一するようにした。本人も徐々にルールを理解されていき、精神的に落ち着くことも増えていった。

#### ■その他

- ・ 本市は市独自で「更生支援コーディネート事業」を実施しており「入口支援」はすべて同事業の担当者によって行われているため、基幹相談支援センターとしての対応件数は「0」となる。
- ・ 市内に事業所がない

### 支援がうまくいかなかった事例（うまくいかなかった要因や課題など）

#### ■定着支援センターとの連携について

- ・ 現時点では定着支援センターとの関わりがない。
- ・ 関係機関との連携のなかで定着支援センターが中心となるべき時期に支援者側へ任せられた状態になってしまい、情報の共有や支援の方向性の確認がとりづらかった。
- ・ 計画相談がついたが、出所前から定着支援センターや基幹支援センターが深く関わっていたために、支援の主導を引き継ぐことが困難であった。
- ・ 定着支援センターのスキル不足、知識不足により、連携に困難さを感じることが多い。また、定着支援センターの支援に不安・不満を感じた弁護士や矯正施設より、介入を依頼されるケースも多い。
- ・ 定着支援センターとの役割分担がうまくいかない。夜間対応をうたっているが、電話に出てもらえない。相談支援側に丸投げされる。お互いの仕事の範囲が分からない。
- ・ 刑務所や少年院等を出所し、定着支援センターを介してグループホーム入所、施設利用を支援する場合においては対象者の帰住先がなくても支給決定(支援)は従前の居住地の自治体を実施することになっている。したがって刑務所所在地の定着センターから依頼された場合、物理的に距離が離れ支援の連携が行いにくいことがある。
- ・ 定着支援センターからの相談はほとんどない。定着支援センターが基幹支援センターとの関わりを持つようとしているかわからない。
- ・ 利用者より定着支援センターの介入を拒否された、本人の特性もあり担当者を受け入れるのに時間がかかる。
- ・ 定着支援センターが地域の実情を理解せずに丸投げしてきた際に注意した。定着の意識の低さ、丁寧さに欠けたとき。

#### ■支援の困難さについて

- ・ 性犯罪の方が元の市町村へ戻ると決定付けられた後の介入が難しい。
- ・ 成人となった状態で関わるケースが多く、本人の人となり形成された状態で途中から福祉サービスを利用することの難しさを感じる。本来であれば幼少期より支援が必要であったのではないかと考える。
- ・ 自宅に戻った後に支援を拒否して支援が途切れてしまった。

- ・ 本人が支援に結びつかずいなくなってしまう、再び罪を犯してしまうケースがある。
- ・ 支援拒否されることが複数回あった。
- ・ 本人の意向がつかみにくい。(接見に時間制限があるなど)
- ・ 既存の制度(障害福祉サービスなど)で支援体制を構築したが、日々変化する本人の主張や問題行動に対応することが難しく、入居先の GH から抜け出し警察に保護されるなど、対応に苦慮している。
- ・ 家族が本人と共依存している場合は支援が困難になることがある。
- ・ 本人が障害福祉サービスによる支援を受けることに消極的で具体的な対応につながらなかった。
- ・ その後の後追いができていなかったが、半年位経って精神病院に入院したと聞いた。
- ・ 本人の意志が二転三転する。問題行動により、住まいの場がなくなるも次の受け入れ先がない。
- ・ 基幹支援センターや計画相談、地域の資源からの支援等で生活を開始したが、本人の考え方や思い(家族・特に母)などの気持ちがくみ取れていなかった。
- ・ 相談があってから出所までの期間が短い。出所前にグループホーム等の体験ができないため、短期間で退所してしまう。
- ・ 本人の障害特性が明確になっていない。本人の障害特性への理解が不十分。

#### ■地域の連携について

- ・ つながり、連携の仕方が良くわかっていない。役割分担、情報共有が課題。
- ・ 本人が福祉サービスとなじまず定住できていない。行政との連携がとれていなかった。
- ・ タイムリーに情報共有・連携がとれず、再犯につながってしまった。
- ・ 再犯防止と本人の意思尊重において支援者間で考えにズレが生じることがある。
- ・ 司法からの連絡や連携がうまくいかず情報も開示されないため、その後の支援の手立てが途切れてしまう。外国人の方であったため、意思疎通が難しく制度の理解も困難であった。
- ・ 関係機関がそれぞれ利害関係を持ち込み、早々に自らの役目を終結させようとするとう連携が維持できず、当事者が困惑して支援がうまくいかなかったことがある。
- ・ 引き継ぎをした地域の特定相談支援事業所の相談員との関係が悪化し途切れてしまい、サービス利用まで結びつかなかった。
- ・ 支援の方向性の違いが生じることがあり、意見のくい違いが発生することがあった。
- ・ 情報交換や共有が不十分でいろいろ進んでから急に次の支援を依頼されるときがあった。
- ・ 医療との連携がうまくできていなかった。

#### ■社会資源について

- ・ 高齢の対象者で、以前も要介護認定がある方だったため地域包括支援センター等への移行等を話し合いながらサービス調整をしていたが受け皿が地域にはなかった。
- ・ 不起訴保釈後、専門的支援(治療)を行う受け皿が少なく限られている。また、そこにつながるための本人、家族の理解が必要であるが、スムーズには受け入れてもらえない。

## ⑧ 連携した地域の関係機関

入口支援を行っているという回答があった150カ所のうち、令和2（2020）年度、令和3（2021）年4～9月両方を含めて、入口支援に関して連携した地域の関係機関は、「自治体の障害福祉担当課」が103カ所で、「障害者相談支援事業所」が98カ所、「本人が利用する障害者支援事業所」が94カ所、「医療機関」が85カ所、「地域生活定着支援センター」が74カ所、「警察」が71カ所であった（図11）。

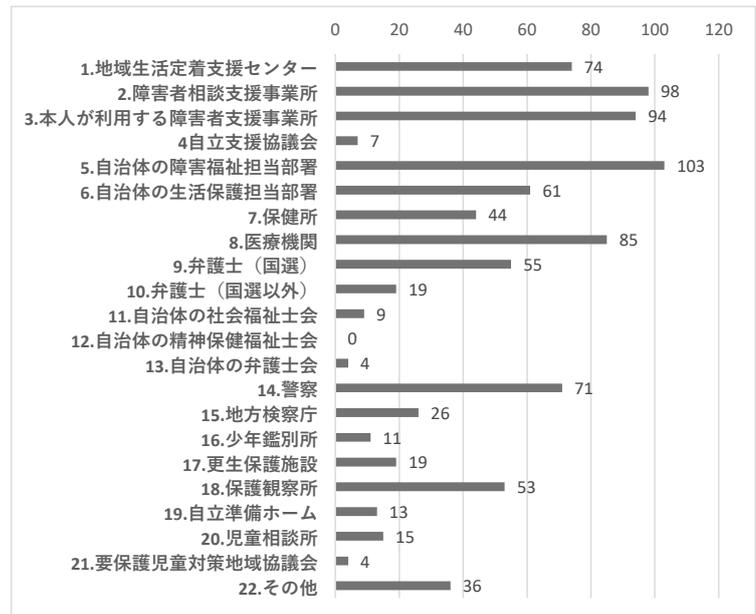


図11 連携した地域の関係機関（n=150）

## ⑨ 入口支援を行う上で課題と感じていること

### ■定着支援センターとの連携について

- ・ 以前は検察からの相談も多く、連携をはかる場面も多かったが、ここ数年は 0 件。担当者が変わってかからなくなった。
- ・ 定着支援センターからの相談は最近なくなった。一度、最近の動向について確認する必要があると感じている。
- ・ 更生支援計画の内容が実態（本人像、地域資源などの面）と合っていないため、結局アセスメントの部分からやり直す必要が出てきてしまう。丁寧な引き継ぎができないようなタイトなスケジュールで相談が入ることが多い。地域に戻るまでのプロセスや連携の仕方が課題。
- ・ 司法と福祉の考え方の違いがある。弁護士からつながる場合、定着支援センターからつながる場合など、ルートがいくつかあり、その違いがわかりづらい。
- ・ 定着支援センターのスキル不足、経験不足。
- ・ 定着支援センターのみではなく、更生保護施設や自立準備ホーム等の役割や支援の範囲や流れがわからない。また定着支援センター側の職員入れ替えが激しく、連携がしにくい。逆に定着支援センター側も障害福祉サービスや相談支援が重層的になっていること等理解されていない。上から目線で命令される。
- ・ 困難ケースという理由で計画相談の受け手がなかった。家族の協力が薄くトラブルの未然予防が難しかった。定着支援センターの役割がわからず依頼できなかった。
- ・ 定着支援センターからはかなり強力なサポートをいただいている。生活を支え、再犯から守るためには大きなチームが必要だが、定着支援センターが要となり、強力な支援チームとなると感じる。入ってもらえない場合は、出所前の準備も支援チームの結成も困難を極める。

- ・ どこで誰とどう住むのかの方針がなく、支援依頼があると非常に難しい。一定の方針は定着支援センターで立てていただきたい。
- ・ 被告人の段階での相談で、無罪判決または執行猶予になった際の生活支援について、弁護士より連絡が入り、家族と定着支援センターと面談し、今後考えられる必要な支援とその準備について話し合った。だが、執行猶予なしの有罪判決となり、現在動きは中断している。地域に戻ってくる前からの関わりと関係構築の必要性を感じているが、遠方までの面談など難しいのが現状である。
- ・ 定着支援センターとの連携の仕方が分からない。
- ・ 入口支援を本人がどこまで希望されているか不明なところがある。刑務所で面談を希望されたので聞き取りをしたケースもあるが、刑務所という特異な場所では本意はわかりにくい。定着支援センターはどこまで支援継続するのか見えにくいところがある。
- ・ 福祉職だけでは対応が難しいことが生じた場合、司法の方の存在や関わりが継続してあると心強い。再犯し司法の対象になると福祉の支援は中断となり、情報が得られないため、提供した支援の良し悪しの点検がしづらい。触法に至るまでの背景を含め、様々な課題を抱えている方が多いので、必要な多機関と連携を図り、支援することの重要性を感じる。本人が支援の必要性を感じていない場合や、生活支援につながらない場合、定期的な見守りや家族支援をどの機関が責任を持ち担うのか。判決後の生活支援に関して、定着支援センター等につながらないケースは、上記のような理由から支援が途切れるのではないか。
- ・ 地域支援が進まない。社会資源の少なさも原因の1つであると思うが、定着支援センターの支援が的を得ていない。本人の病識がなく、医療機関へつなげるのに苦労した。定着支援センターの介入を拒否され、役割分担ができない。基幹支援センターが介入した場合の報酬や人員体制等、考慮されていない。

#### ■実践について

- ・ 居場所の確保。社会との交流機会の確保。
- ・ 本人の特性(障害や性格など)に応じた支援のために必要な情報の共有。
- ・ 何度も繰り返してしまう方への支援のあり方に課題を感じる。治療を行っても繰り返してしまう方へどのように関わり、支援してよいか困惑を感じる。
- ・ 精神疾患の病態において本人・家族が医療の必要性を感じておらず現実検討が困難な状態での支援が課題である。
- ・ 近隣住民が抱える不安や否定的な感情が強い。関係機関が連絡を図り、手厚いサポート体制を整えたが、犯罪行為を繰り返してしまう。
- ・ 利用者が経済的に困窮している場合の経済的な対応。
- ・ 犯罪を行った地域を避けた形で地域移行を進め、矯正施設や医療機関から退所退院し、社会復帰できたとしても結果としてその地域に定着せず本人の意思により再び元の地域に戻ってしまう可能性が否定できず、いつまで経っても再犯のリスクが消えないことが課題と考えられる。
- ・ 障害受容が全くされていない軽度知的障害者の支援が最も難しい。支援者側に支援する意志があっても、目先の誘惑などに走り連絡なくいなくなったり、再び罪を犯してしまうことが多いと感じる。

- ・ 見守りが必要な方であるが、家族の見守りの狭間で軽微な犯罪を繰り返している。家族への介入、支援のあり方に課題を感じている。
- ・ 障害者支援事業所へ適切につながることができた場合でも、その後の本人の行動までは予測できないことが多く、地域に長く安定して生活できるような環境を整えることが難しいと感じる。本人との信頼関係を築くことに一定期間を要する、もしくは築けないまま支援を継続しなければならないことがある。
- ・ 家族関係や金銭面、人との関係など個々に抱える課題は大小あるが、一人一人にじっくり支援者が向き合っていく事が大切だと感じている。再犯を繰り返す行為だけでなく、「本人」を知り、本人の生きてきた過去にも支援者は向き合い、受け入れ関わっていく存在が必要だと感じている。
- ・ 拘留所内で本人の障害に対する理解が得られず、拘留期間中に本人の状態が不安定になってしまったことがあったため課題と感じている。
- ・ 福祉サービスの利用につながらず(本人が希望せず)本人との関係が切れてしまう。人を頼ることに慣れていないためか関係性の構築が難しい。
- ・ SNS でのやりとりの対象者が多い。ネット内での犯罪もあり、支援が難しい。社会的トラブルに陥る原因の1つ1つに本人のアンダーコントロールができずに、結果事件につながっていることもある。
- ・ 地域に戻って支援・見守り体制は組めても、当事者が自立に向かえない。再犯しないためにも本人が自分で考えて自分で生活できるようなプログラムなどがあればよいと感じる。
- ・ 本人の理解が得られにくく、何ごともスムーズに進まない。本人だけでなく、家族を含む全体的な支援が必要。
- ・ 薬物依存であったため、再発防止に向けて支援者の中に薬物依存に助言できる専門職がいてくれると良いと感じた。

#### ■地域の支援体制について

- ・ 情報を共有する場面がなく、それぞれと繋がるといったやり方が多いため、司法と福祉の連携をとるために互いの情報や互いの範囲を共有できる研修等が必要ではないか。
- ・ 基幹支援センターの役割・機能が十分成されていない。地域における相談支援体制整備が不十分であったり、必要とされる人材の配置がされていなかったり、配置されている職員のスキル不足、知識・経験不足といった点がある。
- ・ 触法障害者の受け入れについて、支援を依頼しても事業所側から受け入れを断られることがほとんどであり、理解が得られず調整が難航する。また、定着支援センターにつながらずに出所してくる方についての相談を家族等から受けることがあり、同様の理由で支援のための調節が難航し対応に苦慮している。司法と福祉をつなぐための更なる体制整備と地域の理解を深めていくことが今後の課題と考える。
- ・ 逮捕後、警察・弁護士(国選)と連携がとれないことがある。障害の理解と合理的配慮が必要だと感じる。
- ・ 医療観察制度による指定入院医療機関が遠方で、退院後の住居設定や日中活動を行う場所を設定するためアセスメントが十分にできない。またグループホームへの退院を希望される際、GHの体験から利用までに時間がかかり、GHの空きを確保することが難しい。よってGHに入る前に地元の自立訓練施設等を経由せざるを得ない状況となっている。

- ・ 警察に障害の理解がない。
- ・ 身元引受人や緊急連絡先がないこと(例:住居の契約時に課題となる)。本人が起こした事件について、インターネットでの検索が可能であり、特に本人の名前が珍しかったりすると事件の詳細を知られてしまうため。社会参加において不利になる可能性があること。
- ・ 例えば検察、刑務所等司法関係機関が定着支援センターを介して支援要請してくるケースは福祉による支援を前提としていることが多い。障害福祉の相談センターとしては、福祉サービス利用や住居確保の支援を行うことで再犯に至らないように生活環境を整える間接的な支援はできるが、更生を直接的に支援することはできない。こうしたケースについて更生の専門機関が実質何も関わっていないことが多く、仮に再犯に至ってしまった際に福祉が何もしなかった(怠慢だった)と更生の責任まで問われることは理不尽と感じる。
- ・ 各関係機関が気軽に話し合える関係づくりがあるといい。どこかの機関につなげて終わりになっている。
- ・ 普段の福祉サービスの情報共有と違い、刑事手続きになると本人の情報把握が一切できなくなる。状況が分からないまま再度地域で生活を送ることも多い。個人情報の問題もあるのは理解できるが、連携の部分で壁を感じてしまう。
- ・ 関係機関が多くなり、連絡調整が難しい。保護観察期間終了後、地域に移行する際、支援の中心となる機関と体制づくりがどこまでできるか。少年の場合、18歳になると児童相談所との関わりが終結してしまう。地域に連携できる人・機関が少ない。
- ・ 拘置所での面会時間に限りがある。福祉職からでも特別面会の申し入れができれば助かると思う。
- ・ 警察から一方的に情報を聞かされるが、福祉職が介入させてもらえない部分があり、もどかしさを感じる。
- ・ 関係する機関がそれぞれの役割(できること、できないこと等)について、正しい理解を得るまで時間を要す。そのため、前向きな検討がなされず、おしつけあいのようになりがち。
- ・ 障害福祉サービスにつながらない方に対して、継続的に関わりを持てる支援者が見つかりにくいこと。性犯罪の犯歴のある方の通所先の確保。
- ・ 支援を構築するまでの間、安心安全に生活できる環境が必要。また、司法との連携はもとより例えば刑務所服役中からの関わりや教育での福祉との連携の仕組みが増えるとよい。
- ・ 被疑者になった時点で拘留され、取り調べを受けることとなった際に、できれば障害当事者に福祉の専門職が介入することができるシステムがないことが課題である。

#### ■社会資源について

- ・ 社会資源につながりにくく、再犯をくり返す傾向がある。
- ・ 薬物依存により精神障害になった方の退院後の受け入れ先(グループホーム)を探すことが困難であった。
- ・ 住居、就労先、支援施設(事業所)等の受け入れ先が不足している。
- ・ 圏域に自立準備ホームがなく支援機関を変更しないといけない。本人が全く知らない地域で生活してい

くにはメンタルケアも必要だと思うが、十分になされていないと思われる。

- ・ 地域の受け皿がなく、活用できる資源が非常に乏しい状況にある。以前定着支援センターより依頼を受けて対応したケースはあったが、行き先を確保することが難航し、双方の担当が抱え込む状況が見られた。地域住民からの反発が激しかったケースもあり、相談として無力さを痛感した。

#### ■その他

- ・ 少ない職員数での対応が大変(急に相談が来るものなので)。
- ・ 地域では犯罪行為者としてすべてを見てしまう場合が多く、支援協力が難しい時が多い。突発的に犯罪行為に至るケースも多く、再発防止の取り組みには多くのマンパワーが必要と感じる。
- ・ 犯罪行為で逮捕された方の支援依頼はない。しかし、保護観察所からの相談はあるものの法的(刑事手続き等)な流れはよくわからない。このため、警察や弁護士から相談を受ける際の基本的な流れに関する勉強会(研修会)などがあれば参加してみたい。
- ・ 関係機関からその後の連絡がなく、どうなったのか不明。
- ・ 相談依頼について、警察や検察からの問い合わせが少ないのは、基幹支援センター業務についての広報が弱いからだと思う。互いの役割を理解できるような機会が増えることが望まれる。

## 2 地域生活定着支援センター及び基幹相談支援センターにおける入口支援の実践と地域の連携した支援の実態についての調査

### 1. 地域生活定着支援センター及び基幹相談支援センターにおける入口支援の実践と地域の連携した支援の実態についてのヒアリング調査（調査4）

#### （1）目的と方法

地域生活定着支援センターの入口支援に関する事例や具体的な取り組み等を把握するためのヒアリング調査を実施した。調査対象は、調査2で把握した地域生活定着支援センターのうち、入口支援の実績があり、地域の関係機関との連携が進んでいる等の特徴がある地域生活定着支援センターを対象とした。調査期間は令和4（2022）年1月6日～令和4年3月20日とした。

調査は以下の方法により行った。

- ・方法：原則オンラインによるインタビュー調査とし、必要に応じて電話、質問紙による調査を行った。（当初の計画では訪問による調査であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、原則オンラインによる調査とした）
- ・対象：調査対象は以下のいずれかに該当する地域生活定着支援センターより抽出した。
  - （A）アンケート調査において、入口支援の実績があると回答があった地域生活定着支援センター
  - （B）アンケート結果において、基幹相談支援センターや地域の関係機関と連携して行った事例の回答があった地域生活定着支援センター及び基幹相談支援センター
  - （C）本研究の検討委員により推薦があった地域生活定着支援センター上記に該当する地域生活定着支援センター10カ所を対象に調査を行った。なお、個人情報保護等倫理上の配慮により、すべて匿名表記とした。
- ・内容：入口支援の事例、関係機関との連携の状況、必要なスキル、今後の課題 など

結果の概要を、以下に示す。

#### 1. 入口支援で支援した好事例についてお聞かせください

※個人情報保護等倫理上の観点から当該地域生活定着支援センター及び地域の特定を避けるため、公表は控える。

#### 2. 関係機関との連携についてお聞かせください

##### 2-1. 入口支援で他機関から求められる役割として、貴センターができることは何ですか

- ・ 居住場所や日中活動場所、医療機関などの調整及び各種手続き。関係機関の調整や支援会議の開催。各機関で行えない、つなぎの部分。

- ・ 本来であれば相談支援に相談し、相談支援が主になって居住や日中活動を調整してもらうが、現実的にはうまくいかないため、定着支援センターで調整する。ある程度目星をつけた上で関係機関をつなぐ。固まってきたら支援会議を開いて受け入れ体制を確認する。定着支援センターが細かくやらないと動いてくれない現状もある。
- ・ 福祉の支援の立場から、受入れ先の確保に向けて動くとともに、複雑に絡み合った問題を整理して、各関係機関の支援へとつなげていくことが重要である。
- ・ 司法と福祉の橋渡し、定着支援センター職員としての見立て、後方支援。被疑者等支援業務が位置づけられどこまでが定着支援センターでどこまでが地域の支援者かは今後検討しなければいけない。基本的には出口支援と同じ役割。定着の見立てをしっかりと伝えることが必要。
- ・ 役割分担、誰がどう支援するか整理が大切。特に入口支援は定着支援センターが最初に関わるので第 1 段階のアセスメントを行うこと。
- ・ 司法関係者との通訳的役割。対象者のアセスメント。支援関係者への助言（よく求められるのは再犯防止の部分）対象者の認知の誤りに介入する心理教育。役割分担は個人、機関の裁量よりも根拠が求められる。仕事として役割があることが明確になっていると分担しやすい。
- ・ 最近、入口支援において定着支援センターで WAIS-IVを行うようになった。精神科と連携し、検査結果を提示して意見書をもらうようにしている。
- ・ 司法から福祉へのつながりが役割。
- ・ 相談支援事業所が保護観察所と直接かわかることはほとんどないので、定着支援センターが関与することで、更生保護施設、シェルターなど法務省管轄の施設を調整でき、選択の幅が増える。
- ・ 短い期間で本人の情報収集(アセスメント)がどこまでできるか。連携機関に必要とされる情報(リスク等を含む)を検察や弁護士等から収集。連携機関との同行訪問(面談)。短い期間で本人の全体像を明らかにすること。

## 2-2. 2-1 で回答した役割を果たすために、依頼の際に相手方(依頼元の他機関)にやってもらいたいことは何ですか

- ・ 対象者の権利を考えると、釈放されたらすぐに通常のサービスを提供してもらえればよいが、そうじゃない現状がある。定着支援センターとしてどう考えているか、など聞かれる。定着支援センターからのケースは受けない、とはっきり言われるところもある。制度ではなく、理念についての研修が大事だと思う。罪を犯した人であっても権利の主体であることをわかってほしい。
- ・ 現状では、保護観察所の方々もしっかりと関わってくれるため、特に何かやってもらいたいようなことはない。今後とも、依頼をしてそのままではなく、更生緊急保護における継続的支援実施要領にあるように、継続的に支援を一緒にしていけるよう考えている。
- ・ 自分たちの支援対象者という視点を持ってほしい（一市民、一障害者支援）。
- ・ 機関にもよるが、一緒にケースをやっていくという意識を持ってもらいたい。事件を起こした人だからうちは関われないというのはやめてほしい。
- ・ 逮捕や勾留、受刑などで住所地を離れていても、地域に住む方と同じように相談に応じて申請を受け付け、支給決定やサービス利用（あるいは準備）を行ってほしい。
- ・ 【依頼元が司法関係機関の場合】 本人の意思意向（当センターへの依頼同意も含め）、生活歴、福祉的情報

(関わっている支援者の有無や、本人が活用できる社会資源など)の調査及び情報提供。

【依頼元が福祉関係機関の場合】 依頼元で、ある程度課題整理(支援の見立て)ができていたらありがたいが、ケースによっては課題整理が困難な場合もあるため、例えば支援プランが整うまでなど、必要に応じて協議をしたり、相談ができる体制を取っていただきたい(丸投げしないしてほしい)。引継ぎの際の丁寧な情報提供と、協同での課題整理。役割分担の話し合いのうえではあるが、積極的に支援の主体になっていただけるか。サービス提供するまでの手続きを迅速に行ってほしい。支援体制のスムーズな移行を協力してほしい。

- ・ アセスメントを行い、本人の状況・支援方針がわかれば、あとは地域でいったん見てもらいたい。定着支援センターは県に1か所であり、ずっと関わってほしいとも言われるが、ある程度は地域に引き継ぐことが必要。危機的な状況があれば介入するので、関わり続けるとは伝えている。入口支援は対象者が多い。定着支援センターはあくまで一時的な介入が主。罪を犯したから定着支援センターの対象になる人ではなく、もともと地域で暮らしていた人で、福祉・医療を必要としている人として支える意識を事業所、行政に持ってほしい。
- ・ 相談したら話を聞いてほしい。丸投げされる、定着にずっとフォローを求められるケースもある。事業所にも不安があるのだと思う。次につながるのであれば問題ないが、難しいところはある。

### 2-3. 貴センターが他機関へ依頼を行う際、円滑な連携のために心がけていることは何ですか

- ・ 否定せずに真摯に相談する。良い面も悪い面も困っていることも率直に伝え、チームであることを伝える。本人の同意を得た上で、本人の情報は全て関係機関に提供している。再犯はない、ということは確約できず、あったとしてもチームで考えていきたいと思いますと伝えている。積極的に参加してもらえるとところは少なく、限定される。
- ・ 必要な情報共有。地域(市町村)が求めるならば、必要な情報提供はする。定着支援センターも一緒にフォローする、という安心感、役割分担を示しながら一緒にやりましょうというスタンスはとっている。出口に比べ入口支援は3〜4倍やっているのでフォローが回せない。その場合地域に協力をお願いし、難しい部分は定着支援センターで行う。
- ・ 福祉がそもそも持っている力を生かしていただけるようお願いしている(例えば、支援対象者が安心していられる安全な居場所を提供していただけるようお願いしている)。なお、再犯防止に主眼を置くような、福祉が持ち合わせていない特別な支援やプログラムは要求していない。安心できる居場所を作ることは福祉の方がやってくれている。それぞれの特色を活かし、障害特性の理解とそれに合わせた支援が大切。
- ・ 定着支援センターの立ち位置の説明、対象者の理解の説明(生きづらさ、社会的孤立など)、本人の意向、犯罪に至った背景の説明。定着支援センター業務をわかっていない人が多いので、説明してわかってもらう。個別ケースだけではなく、罪を犯す障害者の生きづらさ、社会的孤立の話もする。自立支援協議会に出席し、基幹支援センターは定着支援センターのことを理解してくれている。
- ・ 不利な情報を隠さない。後から出てくると一気に信頼関係を失う。厳しい面もあるがこう対応すれば・・・と話すようにしている。事業所が不安そうときは会議を密に設定して不安を軽減している。
- ・ ご本人の同意と根拠を示すこと。できるだけ出向いて情報を提供すること。協働であること。喧嘩はしないこと。支援チームにおいて何が定着支援センターの役割か。チームごとに役割が違う場合があるので明確にする。
- ・ 支援の丸投げをしないこと。本人へ事前説明及び同意を得ながら信頼関係を構築し、アセスメント・プラン立てをきちんとし、連携依頼を行うこと。事業所担当者と本人面会を行ってもらうための調整を担うこと。随時の情報交換

を綿密に行うこと。可能な限り顔を見て協議し、顔の見える関係をつくること。支援の輪が安定するまで支援を切らない（丁寧なフォローアップ）。

- ・ 的確な情報提供、連携機関との同行訪問、対象者や司法機関を繋ぐこと。

### 3. 個人情報の収集や提供についてお聞かせください

#### 3-1. 他機関から最初に提供される支援対象者の情報はどのように提供されていますか。情報の量や内容は十分ですか

- ・ 入口支援の場合、特別調整に比べて情報が少なく、短時間での見立て、調整に戸惑う。相談する事業所からも情報提供を求められるが、一緒に関わりながらアセスメントをしたいことを伝える。弁護士・検察庁からの情報提供をお願いしたい。特別調整くらいの情報量があると助かる。新規の相談では検察から得られる情報が少ない。弁護士からは比較的情報提供してくれる。検察庁の閲覧室に申し込めば情報閲覧ができるが、現実的には難しい。被疑者等支援業務では保護観察所からの情報提供も多くはない。
- ・ 書面では情報をもらえない。重点実施対象者の場合は保護観察所から書面でもらえる。相談業務は調書などを検察に行き見せてもらい記録する。必要と思われる情報を確保した上で面接する。地域での情報でもっと欲しい情報があれば検察に依頼して収集してもらおう。簡易鑑定結果は、書面ではもらえないが情報提供してもらえる。障害が疑われ WAIS を取ってもらいたいと依頼したら鑑別所で行われた例は何例かある。
- ・ 保護観察所より、更生緊急保護の重点実施に基づいて情報提供がされている。情報量や内容については豊富とは言いが、少なくとも必要最低限の情報提供はしていただいている。そのため、支援の開始に大きな支障はない。なお、支援対象者は、検察官・保護観察官だけでなく弁護士に対してであっても、社会で生活していた際の本当の情報・状況・希望等を伝えていないことがある。そのため、依頼時には、正確な情報の提供を受けていない点には注意している。
- ・ 入口支援の場合は情報量、内容としては十分とは言えない。可能な限りの情報と現時点での見立てなどを伝えている。また、釈放後の再アセスメントの必要性などを説明している。
- ・ 特別調整、出口支援と比べると情報が少ない。弁護士も極力情報をくれる関係ではあるが、弁護士によって差がある。
- ・ 司法関係からは欲しい情報の視点が違う。
- ・ 【司法からの相談】出口支援（特別調整）であれば、保護観察所・他県定着から情報が提供され、情報量・内容ともに十分なものがいただけるが、入口支援の場合だと、被疑者・被告人段階でまだ情報がそろっていない時の依頼になるので、出口支援と比べると情報量は少ない。  
【地域からの相談】地域で暮らしている本人の情報はもらえるが、事件を起こして司法手続きに乗ってからの情報が分からない。相談依頼書の中に、障害の疑いなどの視点を入れられる（コミュニケーションの齟齬、視線が合わない、などにチェックできるようにする）よう提案している。司法サイドに福祉サイドの視点は面接などを行って伝えていくことが必要かと考えている。取り調べの記録、裁判記録を見せてもらおう。検察の記録も時々見る。
- ・ 出口支援が始まった時期は、生活困窮でやむなく犯罪行為をした人が多かった。現在は、本人の特性が強い人も増えている。刑務所に行くとなると相当長期間問題行動を起こしているため、まだまだ入口支援の手が届いていな

い。今の福祉は自分から手を上げないとつながらない。犯罪をきっかけに福祉につながり、そのあと安定する人も多くいる。入口支援の対象者が多いが、どれだけアプローチしていけるか。ここ5年ほど、入口支援の相談を40件程度受けている。県内で事件を起こして釈放される人は年間3000人くらい。そのうち支援できているのはたった40件。今の人員体制では100件を超えることは難しい。

- ・ 当自治体では半数以上が弁護士からの依頼。弁護士が接見で聞いた情報、供述調書を提供してもらい、生活歴などを把握する。定着支援センターも面談を行い、支援機関、病院との関わりがわかった場合、同意を取って情報を得ている。相談業務で新規に関わる場合は定着支援センターが手探りで情報収集している。他の支援機関が関わっていればある程度情報が整理されているので助かる。被疑者等支援業務は件数が伸びていないのが課題。被疑者等支援業務は依頼書とともにある程度の情報をそろえてくるのでありがたい。定着支援センターが入口支援をするのであれば相談業務ではなく被疑者等支援業務で行っていくのは良いと思う。
- ・ 情報シートを提供して記入してもらおう。十分なものではないので、必ず面談する。

### 3-2. 情報量が足りなかったり内容に偏りがある場合、貴センターとしてどのように対応していますか

- ・ 本人に確認することや可能であれば関わってきた関係機関や家族からの情報提供をお願いする。また、関わりながら、アセスメントすることとする。家族へは弁護士を通して確認をしてもらったり、直接連絡可能か本人や弁護士から確認してもらおう。関係機関には本人からの同意書を持って情報を得る。
- ・ 事前面談時に本人から聞き取りを行うとともに、本人の同意のもと、役所を含む関係機関より情報を得るようにしている。また、釈放後、本人を訪問し、関係性を構築しながら情報を加筆修正している。
- ・ 本人からの聞き取り、司法関係者からの情報提供を依頼、地域の関係者からの聞き取り。地域に関わっている人がいれば、基幹支援センターなどに問い合わせている。
- ・ 【司法からの相談】電話、FAX、メール、面談などで直接依頼者に聞き取るか、本人との面会で聞き取る。元々支援があった方であれば、本人同意の元、支援をしていた機関に直接問い合わせる。  
【地域からの相談】司法手続きに乗ってからの情報については弁護士や検察庁に伺う必要があるので、ケースにもよるが司法サイドからの情報提供や依頼を待ったり、可能であればこちらから司法サイドに状況を伺うこともある。
- ・ 弁護士に依頼して供述調書が手に入れば確認する。生活保護を受けていれば保護担当課に依頼するなど。
- ・ 必要な情報については、対象者本人との面談、若しくは、司法機関(矯正施設、保護観察所、検察、弁護士等)から収集にあたる。

### 3-3. 他機関へ情報提供を行う際、どのようなことに気を付けていますか

- ・ 本人への説明・同意を得ること。ありのままを伝える。一緒に関わりながらアセスメントをしたいことを伝える。
- ・ 本人に同意を取ってはいるが、本人が言ってほしくないことについては提供に気をつける。出口支援では情報が多くあったが、入口支援は定着支援センターが記録した部分なので書面で出せない。
- ・ 個人情報の取り扱いとなるため、厳重な取り扱いをお願いしている。また、本人が述べたことを中心に、必要最低限の情報しかなく、不正確な部分があることを伝えている。本人が述べた時の状況は、警察・検察・裁判の段階なの

で、いいように取り繕って事実とは違うことを言ってしまうがちである。

- ・ 支援のために必要な情報を提供している。事件の詳細は支援に影響するのであれば開示するが、全て話す必要はない。ただしほとんどの事業所が知りたがるところでもある。ネガティブではない情報も伝える。触法ケースは困難事例と言われるが必ずしも全てがそうではない。
- ・ 個人情報保護のためすべての情報を開示しない。不要な情報を提供しないよう、相手先が必要な情報に限ってフェイスシートの情報を精査して提供する。
- ・ 本人の同意を書面でもらうこと。メール添付の場合は個人情報をマスキングするかパスワードをかけること。情報提供をおこなう目的も伝えること。入口支援の場合、タイムスケジュールや見通しもできるだけ具体的に伝えること。
- ・ 罪名を始め、個人の重要な情報であるため、本人からの同意は得る。また、その取り扱いについても重々気をつけていただくよう依頼する。個人情報に関わる重要書類は、書留等で郵送するようにしている。

#### 4. 定着支援センターとしての入口支援業務についてお聞かせください

##### 4-1. 入口支援に取り組み始める前のイメージはどのようなものでしたか。実際に入口支援を経験してみて、そのイメージは変わりましたか

- ・ 入口支援は短時間で進行する必要があり、難しいと感じていた。実際取り組むと、出口支援と連動し一貫した支援の必要性和重要性を感じている。
- ・ 時間と情報が少ないというイメージだった。実際に経験してみて、時間が少ないということはイメージ通りであったが、役所や保護観察所、自立準備ホーム等との協力により、時間が少ないことは大きな支障とはならないことがわかった。
- ・ 出口に比べて時間、情報がなくて大変であり、支援を継続できないケースもある。実際始めてもイメージは変わらない。
- ・ 最初は刑事手続きがよくわからず難しい。今でもわかっていないところがある。少しずつ検察や弁護士の動きが経験からわかってきた。
- ・ 期間的な短さや情報の少なさをどのようにして補うかの課題が多くあると考えていた。実際にその場面に遭遇することもあり、その中で連携機関との相談は困難極まる。実践から大きくイメージが変わることはないが、連携機関への理解(入口支援業務)も必要と考えられるため、相談の際には、期間的なことを始め、少ない情報であっても的確な情報を伝えられるよう、また早期の対象者面談に同行してもらうよう依頼している。

##### 4-2. 入口支援では、これまで行ってきた出口支援とは異なるスキルが必要になる場面はありますか。求められるスキルはどのようなものですか

- ・ 短時間で対象者の見立てと情報収集能力と調整能力、司法・医療などの最低限の基本的知識は標準装備であると思う。更生支援計画作成や証人弁論のスキルなど。アセスメント力、情報収集を短時間で繋げる必要がある。更生支援計画もただ作ればよいということではない。
- ・ 面接などで、本人とどう関係性を作れるか。本人に味方だと思ってもらえる対応。認知・障害が疑われる場合は、見誤ってはいけけないので専門の人に見てもらおう。見立てができないと先へ進めない。自分たちのスキルというより、人をう

まく活用できる体制づくりが重要。

- ・ 通常業務を、通常通り適切にこなしていくことである。
- ・ 釈放まで、1回くらいしか面接ができないことが多いので、信頼関係づくりを行いつつ、必要な情報を聞き取るスキル。検察庁、保護観察所、弁護士、警察とのネットワークづくり。
- ・ 迅速な判断、対応。結果を出さなくてはならない。経験から来るネットワーク力。つなぐ力。福祉だけではない司法での実務経験。連携拡大に向けた広報、営業力。
- ・ 弁護士、検察官、警察官、拘置所職員、裁判官などが出口とは違う登場人物であり、役割などや刑事手続きに関する理解が必要。出口に比べ、システムが整っておらず柔軟な対応や開拓意識が求められる。出口では求められない更生支援計画書作成や証言の機会があるので対応できること。登場人物、時間間隔、見通しが違うので柔軟性が必要。更生支援計画の受け止め方、立ち位置。あくまで計画。縛られ過ぎると本人の安定にマイナスなことがあるので柔軟に対応しなくてはならない。本来の目的を考えると計画の一つ一つにこだわらなくても良いことがある。
- ・ ①逮捕勾留から、勾留延長などの刑事司法の流れの理解と、それを元に見通しを持った迅速なスケジュール立てと支援の実施。②検察庁、保護観察所及び弁護士等との連携は必須。③出口支援よりも釈放までの情報と時間が少ないなかで、アセスメント・福祉サービスの計画立てをするために情報収集能力や課題整理能力がより求められる。
- ・ スピード感が圧倒的に違うので、円滑に回すには多様な受け皿の確保が必要。更生保護施設、医療体制など。様々な対象者に応えられる機関とのつながりが必要。入口となると、弁護士、検察とのやり取りが出るので、司法制度の最低限の知識。期限に合わせて動けるフットワーク。
- ・ 短い期間で、どのように情報を収集(アセスメント)するか、また関係性の構築。さらに、住む場所等、対象者が持つ課題に対してどのようにアプローチができるか。課題はすぐ目につくが、ストレングス、いいところを見つけるのが意外と難しいときがある。期間をかけたからと言って良いアセスメントができるわけではない。

#### 4-3. 4.2 のスキル習得のために行っていることはありますか

- ・ 社会福祉士会の基礎研修受講とスキルアップのための各種研修、全国地域生活定着支援センター協議会の研修が整えられているのでしっかり受ける。国立のぞみの園の研修も受けている。それらは標準装備。その他として社会福祉士会の基礎研修。良いところは理念の部分が良く理解できる。福祉に関する共通基盤をしっかり学ぶことができる。
- ・ 実務的な課題については、日常的に保護観察所と情報共有をしながら業務をすることで解決を図れるようにしている。
- ・ 実務研修、セミナー開催などを行っている。社会福祉士会が母体なので、連携をしている。改めてやっていることではない。入口支援に特化した研修はできていない。
- ・ ①書籍、研修での学習、適宜、書籍・インターネットで調べる。弁護士のスーパーバイズを受ける、②関係各機関との勉強会、研修会の開催、③支援員間で綿密な打ち合わせ機会を持つ。他機関とも顔の見える関係作りを行い、情報収集のためアンテナを張っている。自分一人での見立てでは限界があるので、持ち帰った情報を共有して他者の視点を取り入れている。

- ・ 自立準備ホームは福祉事業所の空き部屋が使えるようになったことなど、資源を広く啓発する。受け皿を増やす。触法対象者を受け入れている事業所が顔を合わせる協議会がある。加算を受けやすくなることなどを定着支援センターが主催として伝えている。定着支援センターの業務は地域の資源とつながる仕事なので、障害福祉業務のように決められたリストからサービスを選んで支給するものではない。依存症の施設との連携、生活困窮、地域の民間団体など、地域に根ざした資源を一つ一つ掘り起こして、ネットワークを作るような仕事。そのネットワークを活用して対象者の支援を行う。入口支援を一緒に経験していく。先輩職員と一緒に動いてスピード感を体感してもらう。この分野の研修会がなかなか無いので現場を見ながら行うのが現状。
- ・ ソーシャルワークを行う上で、必要なアプローチを展開していくが、連携機関によっては、求められる情報や定着側から求めるものと差異が生じてしまう可能性も考えられる。互いの目的を明確にしていく必要があるため、コミュニケーションを通じた相互の理解が必要と考えられる。

#### 4-4. 入口支援に関する課題と、その課題解決のために行っていることを教えてください

- ・ 当センター主催の専門部会で各関係機関と意見交換を行う。その他の研修会や会議等で意見交換を行う。入口支援については県内で流れができていない。被疑者等支援業務も共通認識が難しい段階。定着支援センターが専門部会を月1回主催している。その中で入口支援・被疑者等支援業務について具体的な流れを作れるよう検討している。被疑者等支援業務の予算を確保してもらったが、年度途中で厚労省から予算削減の話が出た。当県では削減されなかったが、今後削減される可能性もある。業務が増えたので職員も増やしたが、削減されかねず不安定。入口支援をやるとしても、入口／出口の担当者を分けることも考えられる。職員のスキルアップのために人材確保が必要。
- ・ 「気づき」への働きかけ。検察庁・弁護士に、福祉の支援が必要な人に気づいてほしい。知的障害とはこういう人で、このような対応が必要であると事例をあげた検事を対象とした研修会を年1回行っている。行政への理解と役割分担、地域の役割、定着支援センターの役割が明確でない。広報しながら大卒の役割を整理する必要がある。再犯防止推進計画について、県には定着が入っているが市町村には入っていない。定着支援センターや保護観察所が入れるよう働きかけていく。
- ・ 今年度は件数が読めなかった。これから先どうなるかわからないが予算立ててあったので人員をつけられた。我々が関わらなくても地域で支えられ、普通に暮らせるとよい。とはいえ現実としてそうならないので動く必要がある。基幹支援センター、計画相談などにも理解して取り組んでもらえる地域の体制作りができるとよい。ある程度のところで業務を地域に任せられるとよいと思う。
- ・ 入口支援は短期間の調整であるため、より円滑に進めるためのシステム作りが必要。釈放の1週間前やもっと短い期間で依頼が来る場合もある。またどのタイミングで地域の支援者に協力を依頼するか、対象者を認定するまでの流れの検討も必要。地域への周知と理解について、犯罪行為に至った背景に目を向けることが大事で、適切な支援があれば、地域で普通に暮らせる方も多くいる。予防的視点が大事。犯罪に至る背景には、生きづらさや社会的孤立など地域課題になっているものが多くある。福祉の支援につながることでできる地域づくりが必要である。
- ・ 入口支援は国、県から委託を受けて実施しているが、地域差があり改善されていない。委託するのであれば、国、県で一定の事業の方向性を示してもらいたい。地域の実情に合わせて、と言われても動きにくい。すでに実施されて

いて協定があればよいが、これから始めるときにある程度のラインがないと地域が迷う。検察には社会福祉士設置もなく規模が小さい。入口支援に積極的ではない印象。重点実施も極力上げない様子。地域の実情で決めて良いとなると、積極性のない地域との格差が生じてしまうため指針があった方がやりやすい。

- ・ 定着支援センターの入口支援が今後どうなるのか、提示してほしい。予算化も苦慮する。実際の受ける形を決めないと、地域で件数にばらつきが出る。それに傾斜配分がかかると、予算が安定せず、体制確保ができない。
- ・ 入口支援に向けた地域の啓発、再犯防止推進法への理解が浸透していない。国としての働きかけ、行政を巻き込んだ働きが弱い。意識づけがされていないので、定着支援センターが研修をやっても関心がもたれない。行政は忙しいので、努力義務だと自分ごとにならない。弁護士、検察の研修が定着支援センター側に足りていない。丸投げにこながる。理解がなく、対象にならないケースも相談に挙げてくる。定着支援センターから理解促進のための働きをしていかななくてはならない。
- ・ 月1回の弁護士会の会議に参加。3～6ヵ月に1回の連絡協議会に参加。このような機会に報告や相談をおこなう。例えば、間違った認識で逮捕勾留されている障害者・高齢者の支援を拒否する行政機関などに対し、県、弁護士会、当センターで出向いて説明やお願いに行くなどの対応をする。
- ・ 入口支援の課題としては、薬の問題がある。釈放時拘置所で処方されていてもその場で止まってしまう。薬の確保、医療情報の収集、通院先の調整。所管刑務所にも相談しているが解決のハードルが高い。被疑者等支援業務が制度化し、地域に応じた仕組みを探って良いことになっているので、勉強会を開いて課題提議して方法を検討している。
- ・ 離島が多く、離島からの相談にどうこたえるかが課題。
- ・ 短い期間で、どのように情報を収集(アセスメント)するか、また関係性の構築。さらに、住む場所等、対象者が持つ課題に対してどのようにアプローチができるか。生活を組み立てていく上で、本人の意向を重視していくが、意向に添えない場合もあるため、関係性を構築しておかないと理解促進が困難な場合もある。関係性は黙っていてできるものではない。お互いを分かってもらおう。わかっていることを示す必要がある。言葉だけでは難しい。図、フローチャートを示しながらだと理解が促進されることもある。

## 2. 基幹相談支援センターにおける入口支援の実践と地域の連携した支援の実態についてのヒアリング調査（調査5）

### （1）目的と方法

基幹相談支援センターの入口支援に関する事例や具体的な取り組み等を把握するためのヒアリング調査を実施した。調査対象は、調査3で把握した基幹相談支援センターのうち、入口支援の実績があり、地域の関係機関との連携が進んでいる等の特徴がある基幹相談支援センターを対象とした。調査期間は令和4（2022）年1月6日～3月20日とした。

調査は以下の方法により行った。

- ・方法：原則オンラインによるインタビュー調査とし、必要に応じて電話、質問紙による調査を行った。  
(当初の計画では訪問による調査であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、原則オンラインによる調査とした)
- ・対象：調査対象は以下のいずれかに該当する基幹相談支援センターより抽出した。
  - (A) アンケート調査において、入口支援の実績があると回答があった基幹相談支援センター
  - (B) アンケート結果において、地域生活定着支援センターや地域の関係機関と連携して行った事例の回答があった基幹相談支援センター
  - (C) 本研究の検討委員により推薦があった基幹相談支援センター上記に該当する基幹相談支援センター 9カ所を対象に調査を行った。なお、個人情報保護等倫理上の配慮により、すべて匿名表記とした。
- ・内容：入口支援の事例、関係機関との連携の状況、必要なスキル、今後の課題 など

結果の概要を、以下に示す。

## 1. 入口支援で支援した好事例についてお聞かせください

※個人情報保護等倫理上の観点から当該基幹相談支援センター及び地域の特定を避けるため、公表は控える。

## 2. 関係機関との連携についてお聞かせください

### 2-1. 入口支援で他機関から求められる役割として、貴センターができることは何ですか

- ・ 対象者本人における情報の提供。支援体制の構築。
- ・ 当センターとしては、粛々と出来ることをしている。特別なことはしていない。
- ・ 本人及び家族、関係機関の相談に応じる。性犯罪に特化したプログラムの実施、生きにくさを抱えた犯罪に絡むセルフアドボカシー向上に向けたグループ学習の場の展開。関係機関とのネットワークの構築。
- ・ 福祉サービスの利用について、サービスにつながりにくい人もいる。基幹支援センターとしてはサービスを使っていない人に対しても市民であり障害のある方へのサービスとして定期的に連絡をとる、様子を見ていくなど必要。
- ・ 地域のフォーマル・インフォーマルな福祉資源の情報提供と連携、調整。
- ・ 地域の社会資源や人材を把握しているため、障害を受容できる人材や環境を吟味し、慎重につないでいく支援のコーディネートができると思う。また、本人の障害特性に合わせたスピード感で、本人と共に課題解決を進めていくことができる。基幹支援センターの強みはどこにどういう人がいるかをわかっていること。
- ・ 支援対象者や定着支援センターへの、地域資源や障害福祉サービス等の情報提供。相談支援事業所へつなぐ。長く主になって関わりすぎず、さわりの部分。福祉サービスの紹介を本人に伝える。その後相談支援事業所に早くつなぎ、しばらく一緒に動きつつ、シフトしていく方針。
- ・ 当センターの入口支援では検察庁や弁護士等から相談が入るが、障害の有無が不明な対象者の対応を求められることが多々ある。一両日中の対応を希望されることがたびたびあるため、迅速な対応が求められる。裁判プロセス以

降の継続的な支援（再犯防止のための支援の実施）が求められる。

- ・ 当初は、主は定着支援センターであったが、最近は弁護士から直接連絡を受けることがある。みんなが揃って会議をすることが大事。顔が見える関係づくり。協議会を大切にしている。当市では研修会開催とあわせて部会を 6 つ、特別部会を 3 つ行っており、毎月 1 回「司法と福祉の連携部会」を行っている。刑務所の相談支援、定着、弁護士会、保護観察官、精神医療センターなどの機関が参加。定着との連携の仕組みづくりは以前から構築されている。

## 2-2. 2-1 で回答した役割を果たすために、依頼の際に相手方(依頼元の他機関)にやってもらいたいことは何ですか

- ・ 本人の情報を提供するにあたり、他機関へ本人の状況を整理する場合は同意書を取る。あえて説明することで、相談支援、定着支援センターがついていることを知ってもらうために説明する。
- ・ 具体的には、当基幹支援センターとしては、精神科入院病床への医療保護入院が望ましいと考えている時に、当該医療機関が発達障害・パーソナリティ障害だから治療の対象ではない、と介入を拒否されることが多い。服薬中断の影響が大きいと見立てられる場合でも介入を拒否されて、その間に行動化し再逮捕になっている。
- ・ 困っていることを丸投げするのではなく、一緒に活動に参加してもらうこと。本人のアセスメントや情報伝達。
- ・ ケース会議という形で呼ばれて基幹支援センターが行く場合、本人を交えての段取りがとられていると助かる。ケース紹介だけで終わるのではなく、集まる場があるとありがたい。基幹支援センターに何を（どの部分を）求めているかを依頼する前に、依頼元自身が本人に対してどのように関わってほしいのかを明確に伝えていただきたい。
- ・ 支援対象者はどこで、どのような生活を希望しているのか、福祉の関わりを求めているのか等を確認していただきたい。本人の情報はアセスメントシートにされて提供されている。それ以外に、本人がどんな今後の生活を希望しているかを確認したい。困り感を自覚しているかしていないかなど。本人の希望を聞かせてほしい。定着支援センターもしっかり関わっているので、情報はきちんと集めてもらえていてありがたい。
- ・ 本人の相談意向の確認（本人が介入を拒否していることもしばしばある）、刑事事件の内容等の開示（裁判のことは弁護士がするから福祉職は関係無いと言い切る弁護士もいる）。

## 2-3. 貴センターが他機関へ依頼を行う際、円滑な連携のために心がけていることは何ですか

- ・ 対象者本人の正確な情報提供（強み、弱み両方）、対象者本人の有事における対応（者）の確認。
- ・ どんなに理不尽と思っても、ケンカをしないことに尽きる。
- ・ 本人のアセスメントや情報の伝達。
- ・ 相談支援を行っているので、何かにつけてお願いすることが多い。ケース会議を開いて本人を交えて話し合いをする場を作る。問題があればいつでも受け付ける体制を作る。
- ・ 時系列に沿った生活歴や支援歴を明確にすること。
- ・ 自ら担う役割を宣言し、他機関に対して“何を”、“どのように”関わってほしいのかを明確に伝えるよう心がけている。また、規定上の業務で振り分けず、担当者の力量や専門分野を留意して人選することも行っている。自分がどういった支援を心掛けているのか。本人がどういう所に困り感を持っているか。原因の部分をリフレーミングすることが役割と宣言し

ている。法律で杓子定規の対応ではない。

- ・ 情報や状況を正確に伝える。他機関からもらった情報は正確に伝え、今後サービスが入る際、ある程度特性をわかったうえで支援してもらった方が本人の地域生活がうまくいくと考える。
- ・ 関係者を交えて個別支援会議、サービス調整会議を行っている。必要であれば県下の相談支援につなぐ。入口支援などに関する研修を実施。ただ、普段から顔が見えていないとなかなか集まらない。
- ・ 必要な本人情報の把握と整理（聴き取り等による本人のアセスメント実施）、更生支援計画作成等による今後の支援の見通しの提供

### 3. 個人情報の収集や提供についてお聞かせください

#### 3-1. 他機関から最初に提供される支援対象者の情報はどのように提供されていますか。情報の量や内容は十分ですか

- ・ 定着支援センターからは書面での情報提供あり。他機関からの情報は支援会議のなかであったり、計画相談におけるモニタリングにおいて提供されている。情報の量や内容は今のところ十分である。やっていることは、他の支援と変わらない。事業所に頭を下げをお願いするが、ダメだった時のバックアップを用意し、事業所がトライできる状況に持っていく。ほとんどの事業所はこれで受け入れてくれる。
- ・ 最初にいただけるに越したことはないのだが、そんなに情報をもらったところで逆に頭でっかちになってしまうだけなので、いただいた情報で必要なところだけ足りなければお聞きするで良い。定着支援センターが関わるとかなり詳細に情報がもらえる。会う前に詳細すぎる情報が入ると腰が引けることもある。まず関わって、足りない部分を聞いて補ってもらうのもよいと思う。
- ・ 犯罪に絡む情報の収集は難しい。生活上の情報は、福祉サービス事業所や家族面談で聞き取ることができるが、エリア外であったりすると関係が希薄で情報が不足する。あるいは、家族自身が何らかの障害や特性を持っていると、難しい。
- ・ サービス利用が入っていれば、事業所のアセスメントや情報を出すので、情報量は多いと思う。サービス利用前、事業所見学の面談を行うが、その際は利用が決まっていないのでそこまで多くの情報は出さない。
- ・ 触法障害者の場合、関わる者の主観に基づいた情報が元々偏りがちであるため、逆に情報量は少なく構わない。課題分析的に考えてしまう。中心は本人をフォローすること。情報提供者のフィルターがかかっていることがある。

#### 3-2. 情報量が足りなかったり内容に偏りがある場合、貴センターとしてどのように対応していますか

- ・ モニタリングにおいて情報が足りないと思った場合には、より詳しく聞くようにしている。関係者側から（だけ）の見解であった場合には対象者本人の見解を交えながら意見の交換をしながら情報を整理している。
- ・ 直接本人に会うことと、周辺からの聞き取りを行っている。見学や体験利用に際して、同行したりするなかで観察、利用中の様子をサービス利用先から集めるなど、時間をかけて情報収集することになる。
- ・ いただいた情報を参考にアセスメントをしながら情報を足していく。関係性ができないと色々な話をしてくれない。初め

の関係性構築の際に以前の情報があると役立つ場面がある。アセスメント力は相談支援専門員の腕の見せ所。主任相談支援専門員が制度化され、関係性なども研修し、資格更新研修もあるが、各地の人材育成はばらつきがある。事例検討やOJT,フォローアップなど、相談支援体制構築が個別ケースにも影響していると思う。

- ・ 依頼元の情報は一旦把握するが、本センターとしては本人との面談を基本としている。本人との面談を通じて、話せる範囲で話していただき、足りない情報を収集する。
- ・ 入口支援の場合、本人と面会する時間が少ない。本人の顔がなかなか見えないため、可能な限り面接を行う。そのなかで生きた情報にどう変えていくか。

### 3-3. 他機関へ情報提供を行う際、どのようなことに気を付けていますか

- ・ 必要に応じて「起きたこと」だけでなく、その「経緯」についても情報提供をしている。自分の見解だけで話すのではなく、対象者本人から聞いたことを根拠に話すようにしている。
- ・ 情報漏洩にならないように気を付ける。
- ・ 相手によっては正直にすべてを伝えることで受け入れてもらえないことも多いため、相手先によって常に悩む。
- ・ 情報は、どこに提出しても困らないようなフェイスシートを作成している。色眼鏡をかけて見られかねない情報はあえて出さないなど調整する。支援するのが嫌だ、と思われるような情報は強調しない。
- ・ 客観的事実（性別、年齢、障害名、居住する地域、依頼元の関係機関）に関して、本人の同意を得て公表する。プロファイリングした情報には主観が入りやすいため、慎重に伝えることにしている。
- ・ 情報を正確に伝える。
- ・ 支援対象者の希望や、現状、対応で気を付けること等を伝える。相談支援事業所に対しては全てを分かってもらった方が後でトラブルにならない。就労などに対しては、見学、体験、本利用、どの段階で伝えるのか迷う。事業所は全てを教えてほしいと言われるが、フィルターがかかるのではないかという心配がある。
- ・ 相談支援側がやるべきことがある。たとえば相談支援従事者研修や主任相談支援専門員研修などのプログラムのなかに、入口支援も含めて触法の方への支援を入れるべきではないか。

## 4. 定着支援センターとしての入口支援業務についてお聞かせください

### 4-1. 入口支援に取り組み始める前のイメージはどのようなものでしたか。実際に入口支援を経験してみて、そのイメージは変わりましたか

- ・ イメージはだいぶ変わった。担当として割り当てられた以上役割として始めたが、会うと印象は変わって情が入った。組織としては、入口支援では同行支援が多くなる。情がわきすぎて支援関係が濃くなりすぎないようにバディを組むようにしている。組織がバックアップできる安心感が相談支援員にあった。ある程度規模が大きいセンターじゃないとできないのではないかな。
- ・ 基本的に入口支援という意識はない。通常の業務の中で、犯罪がついているというだけなので、特段イメージの変化は感じていない
- ・ 新規だとまだまだ関わっていない人がいて、基幹支援センターの役割を知られていない。相談してくれたり、つながって

くれる人はありがたい。相談先がない人が多い。

- ・ 法を犯した者が地域で生活するので見守り（監視）してほしいという依頼に当初は聞こえた。しかし、実際には関係機関が十分に時間をとって役割を果たす姿を見て、丸投げではないことに気づいた。障害によって生きづらさを感じている方に、入口支援によって生きづらさを軽減することが更生に大きな役割を果たすということを理解できた。我々は法曹界の手助けをする立場ではない。
- ・ 司法のことなどわからないことが多く、専門性が高くないといけなイメージがあったが、個別性を重視する支援のあり方には一般的な支援と変わりがないことを感じた。
- ・ 支援対象者の余暇の時間が少ない。支援対象者の話を聞きながら、犯罪の原因となったこと等を紐解き、支援対象者の理解を促しながら、支援対象者と今後の生活方法を考えている。支援対象者の意思を尊重しながら、福祉サービスの利用ばかりにならないようにしている。支援者間でこまめに情報共有をし、連携している。本人に自由な時間が少なく、サービスをたくさん入れないといけな。関わってみると、情報収集とアセスメントがきちんとされている。犯罪の背景に目を向けてもらっている。
- ・ イメージは変わらない。入口支援の意味がとても幅が広い。大事なのは入口の前の段階で、子供の頃からの家族も含めた支援が重要である。
- ・ 刑事司法行政との連携のしづらさがある。定期的に担当者が異動するため、相互理解が進まない。

#### 4-2. 入口支援では、これまで行ってきた出口支援とは異なるスキルが必要になる場面はありますか。求められるスキルはどのようなものですか

- ・ 先入観を抱かないことに尽きると思う。
- ・ 基本的な相談支援に伴うケアマネジメント力。関係機関とのネットワーク力、リスク管理の力、地域づくりが求められる。
- ・ つながっている人に関しては関係性が切れないようにする。福祉サービスを今まで使っていない人、途切れている人は関係を作らないといけな。本人に困っていることがあるはずで、罪を犯さなければならない状況であったかもしれない。そのあたりを一緒に考えていけるような関わりが大切である。
- ・ 対象者のストレングスを見出し、そこをエンパワメントできるような目標設定と計画づくり。
- ・ 今後地域で生活していくなかで、福祉でできることを支援対象者にも理解しやすい言葉で説明する。支援対象者の話を聞き、ニーズを確認する。犯罪の内容にもよるが、一人で面会しない様にする。複数で聞くとそれぞれでアセスメントでき、内容のすり合わせができる。今後地域で生活する住人の一人として構えずにしないようにする。
- ・ 短期間で適切にアセスメントを行うこと。課題分析と情報収集。
- ・ 一定程度の刑事司法の流れの把握、法曹及び刑事・司法機関との連携、障害福祉サービスの利用調整以外のコーディネート。

#### 4-3. 4.2 のスキル習得のために行っていることはありますか

- ・ 触法の方の支援に関する研修会には積極的に参加している。また、パンダ-J や全国トラブルシューターネットワークが応援しているソトセック ID の本人研修会の開催、keepsafe 長期コースの開催、keepsafe インスト養成研修への

協力等、できることは惜しまないで行っている。

- ・ 研修を受けること、併せて地域に向けて研修を実施して、地域力がアップできるようにしているなかで、自らのスキルも向上する。
- ・ ストレngthモデルを重視し、グループスーパービジョンを行っている。継続性については、重層的相談支援体制のコミュニティソーシャルワークに関わってくるかもしれない。
- ・ 専門分野の知識は当然のこと、実際に関わってみてわかる見えない生きづらさを洞察するようにしている。また、病名で判断せず、本人の生活歴などを参考にして、固有の社会観、価値観を受容する。
- ・ 定着支援センターや保護観察所の研修に積極的に参加する。基幹支援センターの関わる期間は短いので、関わり方について定着からも意見をもらいたい。研修を受けても、入口支援、出口支援は何となくしかわからない面もある。
- ・ 弁護士との連携強化。
- ・ 研修会を行っている。ただ、来てくれる人たちはよいが、来ない人たちが心配。

#### 4-4. 入口支援に関する課題と、その課題解決のために行っていることを教えてください

- ・ 家族との関係が往々にして悪い。福祉サービス利用にあたって、緊急連絡先の確保が難しい。代理人を付ける形で対応しているが、身元引受人となると対応できない
- ・ ケース数は少ないが、定着支援センターの勉強会に定期的に参加している。基幹支援センターは住民へのサービスなので、帰ってくれば支援できる。定着支援センターは帰住先の事業所とつながってほしいと思っている。定着支援センターから情報発信してもらうのが良いと思う。
- ・ 犯罪の重さに関わらず、結果として罪を背負う必要はある。ただ社会から必要以上に大きな十字架を背負わされるのは理不尽だと思う。累犯はそのような環境が作っているとんでも過言ではない。障害特性によって起こる事件をあらかじめイメージし、同様の状況が起こらないよう、さりげなく周囲へ配慮を促し、本人に助言をすることが必要と思う。
- ・ 定着支援センターとは違い、基幹支援センターの関わりは短い期間となることが多いため、支援対象者との信頼関係が築けないまま、支援を引き継ぐことがある。定着支援センターの関わりが深すぎると、支援対象者が相談支援事業所に求めることが多くなることもある。定着支援センターや相談支援事業所等の支援機関の役割を、各機関で把握する。
- ・ 面会時間・面会頻度など制度上クリアできないことがある。受入施設が限定的で対応可能な医療機関が乏しい。
- ・ 定着支援センター、本人との信頼関係ができていますが、介入しすぎると、支援機関が変わっても定着支援センターのような働きを求められることがある。役割、母体など違いがある。支援機関が変わることを見据えて、役割や限界を把握してもらった方がよい。

### 3 まとめ

#### (1) 入口支援の現状について

本研究より、入口支援を行っている地域生活定着支援センターは約 8 割、基幹相談支援センターは約 3 割であることがわかった。地域生活定着支援センターにおいて、「地域生活定着支援センターは従来刑務所出所者等に対する支援を本来の業務としていることから、入口支援を行う必要性を感じない」、「令和 3 年度から定着支援センターに予算が付き事業として実施しているが、必ずしも定着支援センターではなく、地域の実情に応じて適切な機関が行うでもいいと考える」等の意見があり、入口支援に対する考え方や方針に相違があることがわかった。

また、入口支援のプロセスを確認したところ、地域生活定着支援センターは相談の依頼元が「弁護士」、支援の相談を受けたタイミングが「被疑者段階」が最も多かったが、基幹相談支援センターは相談の依頼元が「行政」、相談を受けたタイミングが「判決後の段階」が最も多く、異なる現状があった。

多くの基幹相談支援センターでは、非行・犯罪行為をした障害者の支援は矯正施設退所後の「出口支援」や、元々支援を行っていた利用者に犯罪行為があった等の要因による関わりが多く、被疑者・被告人段階で新規に相談を受けるケースは少ないことがわかった。そのため、多くの基幹相談支援センターは、出口支援と入口支援に対して他の支援と明確に異なる対応を行ってはおらず、「地域で特に支援が必要な者、困っている者に対する相談支援（ソーシャルワーク）」として非行・犯罪行為をした障害者に対する支援が実践されていた。このことは、基幹相談支援センター、地域生活定着支援センターに共通していた。そのため、本人の特性や背景の理解、権利擁護など障害者支援に必要な基本的な理念や姿勢が備わっていることが重要であり、その基盤をもって入口支援に取り組むことが必要であるということが確認できた。

一方で、入口支援の課題としては、「支援期間の短さ」や「本人に関して（主に司法機関より）提供される情報の少なさ」「アセスメントの難しさ」などが基幹相談支援センター、地域生活定着支援センター双方からあげられた。特に、多くの基幹相談支援センターにおいては、司法機関とのつながりや司法手続きに関するノウハウについて乏しいのが現状であり、司法機関との橋渡しや通訳の役割として地域生活定着支援センターとの連携、具体的には情報提供や研修の機会等が重要である。

#### (2) 地域における関係機関の連携の実態について

本調査において、地域生活定着支援センター及び基幹相談支援センター、また地域の福祉サービス事業所などの関係機関との連携において、「役割分担」と「情報共有」が現状の課題として多くあげられた。役割分担については、機関同士で役割分担が十分されていないため、「支援（責任）を丸投げされる」、「なかなか支援に動いてもらえない」などと捉えられ、連携した支援が円滑に進んでいない現状があることがうかがえた。一方で、地域生活定着支援センターや基幹相談支援センターの役割や機能が十分に周知されておらず、「何をしてもらえるのかわからない」、または「困難なケースはすべてやってもらえる」などと受け取られている場合があることが確認できた。地域の支援体制を構築する上で、関係機関同士の役

分担を確認し、それぞれが役割を果たす実践を行うことが重要であるとともに、地域生活定着支援センター、基幹相談支援センターの基本的な役割や機能の整理と周知が重要であることが考えられた。

情報共有については、入口支援において、利用者の基本情報が十分に得られないなかで支援を行わざるをえない状況になっている現状があった。特に、支援の期間が短くスピードが求められるなかで、多くの地域生活定着支援センター、基幹相談支援センターが司法機関からの情報提供に限りがあることの難しさを感じていた。この限られた情報から、支援に必要な基盤となるアセスメントを行っていくことが重要であり、そのため適切なアセスメントを行うためのスキルが必要であるということが把握できた。地域生活定着支援センター、基幹相談支援センターに求められる役割として、適切なアセスメントを行うことと、そのアセスメントを関係機関と十分に共有し、方向を合わせた地域での支援を行うことが重要であるということ把握できた。

### (3) 連携を効果的に行うために重要な点

本研究の結果より、基幹相談支援センター、障害者相談支援事業所、地域生活定着支援センターや関係機関が地域において連携を効果的に行うために、以下の点が重要であることがわかった。

#### ①入口支援の周知

入口支援に関して、基幹相談支援センターにおいて「入口支援」という枠組みでの支援ではなく、「罪を犯した者への支援」、「支援度の高いケースへの支援」といった捉え方をしている場合が多く、また、地域生活定着支援センターにおいても、入口支援に対する考え方は事業所ごとに異なっていた。そのため、入口支援の周知が重要であり、特に短期間での支援や司法との連携が重要になる入口支援の知識やスキルを身に着けるため、地域生活定着支援センターのノウハウを活かした広報や研修、助言等が行われることが求められる。

また、入口支援を行う際に連携した関係機関において、「地域生活定着支援センターが基幹相談支援センターと連携した」と回答があったのは 28 か所中 19 か所（全体の 67.9%）に対し、「基幹相談支援センターが地域定着支援センターと連携した」と回答があったのは 150 か所中 74 か所（全体の 49.3%）であった。さらに、基幹相談支援センターから「地域生活定着支援センターの役割がわからず依頼できなかった」、「地域生活定着支援センターとの連携の仕方がわからない」といった回答があり、地域の連携を深めていく上で、地域生活定着支援センターの役割や機能などの周知を進めていくことも重要である。

今後効果的な連携を進めるためには、刑事司法手続きの基本的な知識が求められるため、地域生活定着支援センターのノウハウを活かした広報や研修、助言等が行われることが重要である。

#### ②役割分担と情報共有

基幹相談支援センター（相談支援）と地域生活定着支援センターとの連携が十分に行われていないケースでは、役割の押し付け合いや、情報（アセスメント）が十分にされていない状態で支援を依頼されるといった現状があり、役割分担と情報共有を円滑に行うことが重要であると考えられた。そのために、

基幹相談支援センターと地域生活定着支援センターの役割や機能を整理し、互いの強みを活かすための役割分担を行うことが必要である。

ただし、あまりに役割に固執すると、かえって関係が遮断されることも考えられる。ヒアリング調査において、「困っている地域住民を支援するために一緒に考えていく姿勢が重要である」という意見があり、その上で機関の強みを活かした役割の整理が大切である。地域によって社会資源の状況は異なるため、地域の状況を踏まえた基幹相談支援センター、地域生活定着支援センターを中心とした関係機関の役割の確認が重要である。

### ③顔の見える関係づくり

ヒアリング調査より、基幹相談支援センター、地域生活定着支援センターから地域の相談支援事業所、受け入れ先の事業所などに対して支援を依頼した際に、「支援が難しい」「他の利用者への影響が出るため受け入れできない」などの理由により依頼を断られるケースが複数確認できた。非行・犯罪行為をした障害者への支援に対する敷居の高さや不安を感じている事業所が多いことがうかがえた。事業所の不安を解消し、地域での受け入れを促進させるには、事業所に対する啓発活動と同時に、不安のある事業所に対する顔の見える相談体制及びフォロー体制の構築も重要と考えられた。

地域において、基幹相談支援センター、相談支援事業所と地域生活定着支援センターとの顔が見える関係づくりの場として、自立支援協議会の活用が有用と示唆された。本研究で把握した入口支援の事例において、自立支援協議会で関連する部会を設置して関係機関の顔合わせと情報共有を密に行っている地域の事例が多かった。ヒアリング調査においても、自立支援協議会を大切にして、『研修会開催とあわせて部会を6つ、地区別部会を3つ行っており、毎月1回「司法と福祉の連携部会」を行っている』といった回答があった。自立支援協議会での部会設置などにより、定期的な交流と情報共有の機会をつくることが重要である。

また、その際、行政機関も含めて、地域の課題として取り組むための仕組みをつくっていくことが重要であると考えられた。地域の仕組みづくりに関しては、地域生活定着支援センターは都道府県に1カ所の設置であることから、市区町村だけではなく、都道府県、圏域といった広域での取り組みも重要である。

### ④「非行・犯罪行為をした障害者」に対する考え方

ヒアリング調査より、支援対象者の福祉サービス調整時に非行・犯罪行為を理由に支援を断られる事例があることが分かった。一方で、非行・犯罪行為を理由として断られることはほぼなく、他の相談ケース（あるいは困難ケースの一種）と同様にとらえて支援に取り組んでいる地域もあることが分かった。

非行・犯罪行為ととられ過ぎずに支援がなされているケースでは、支援対象者を「非行・犯罪行為をした人」として捉えるのではなく「多様で複雑化した支援ニーズのある人」として捉え、他の相談ケースと同様に、権利保障、生きづらさの理解と解消を目指す視点が見られた。そもそも「入口支援」「罪を犯した人への支援」といった特別な視点ではなく、対象者の権利を守る、障害ある人たちの生きづらさを理解する、一人の地域住民としてとらえて関係者同士で支えあう、といった基本的な考え方、理念が重要であると考えられた。

そのため、非行・犯罪行為を含め、「多様で複雑化した支援ニーズのある人」に対する相談支援を行う上での基本的な視点を備えるための学習や研修の機会（たとえば相談支援従事者専門コース別研修など）をつくることが重要であると考えられた。基幹相談支援センター、地域生活定着支援センター、行政機関など、いずれも人事異動などで支援者（職員）の入れ替わりが想定されるため、支援の質の維持向上のために学習や研修の機会が定期的に行われることが重要である。

あらためて、地域生活定着支援センターは刑事司法関係機関と福祉関係機関の間を橋渡しする役割を果たしながら、「多様で複雑化した支援ニーズのある人」を適切にアセスメントし、生活の質の向上とリスクへの対応の双方を意識した支援を行うこと、また、基幹相談支援センターは利用者の特性や状態、犯罪行為歴を含めたそれまでの生活経験にかかわらず、障害があって支援ニーズを有する地域住民に対するソーシャルワーク実践を行うことが役割であると考えられた。その際、犯罪行為の内容によっては行為の再発リスクを認識しながら支援・対応することが必要とされるため、基幹相談支援センター、相談支援事業所を地域生活定着支援センターが適切にフォロー、バックアップしていくことが求められる。

最後に、基幹相談支援センターは全国の設定率が約 50%であり<sup>5)</sup>、地域における整備状況や担っている役割、機能など地域ごとに格差が生じていることが考えられた。また、地域生活定着支援センターは都道府県に各 1 カ所の設置であり、また少人数体制のセンターが多く、慢性的に業務過多になっており、都道府県内でもアクセスに課題が生じている地域があることが考えられた。

基幹相談支援センター、地域生活定着支援センターは、いずれも支援が困難とされるケースや高齢分野、児童分野を横断したケースなどを重点的に支援する重要な役割を果たしており、今後の体制の整備と拡充が必要と考えられた。特に、地域の課題を地域の力によって対応していく観点で、地域生活支援拠点の推進とあわせて検討を行っていくことが重要であると考えられた。

また、ヒアリング調査等において、一時帰住先として期待される機関として更生保護施設や自立準備ホームが多くあがっていた。これらは、短期間での支援が求められる入口支援において、十分なアセスメントを行うための時間の確保という観点でも期待できるが、設置数は地域による格差もあり、十分とは言えない。定員に限界がある更生保護施設を補完する上で重要となっている自立準備ホームは、令和 2 年 4 月 1 日現在の登録事業者数は全国で 432 カ所であるが、毎年増加しており（前年同日に比べて 5.1%増加）<sup>6)</sup>、今後のさらなる整備が求められる。

本研究において、基幹相談支援センター、地域生活定着支援センターいずれも入口支援を連携して行っていくことの重要さとあわせて、基本的な理念やソーシャルワーク実践が重要であるということが考えられた。さらに、入口支援の対象となるような、「多様で複雑化した支援ニーズのある人」が、犯罪行為に至ることを未然に防ぐための予防的なアプローチが重要であり、そのためには地域で課題を潜在的に抱えていながら福祉の支援につながない者などを把握し、必要な支援につなぐためのアウトリーチを行っていくことが求められる。その観点も踏まえて、地域の支援体制をつくっていくことが今後重要である。

《文献》

- 1) 厚生労働省ホームページ, 「地域生活定着促進事業の概要」, 2022
- 2) 佐藤一, 累犯障害者をどう支える: 制度発足から 6 年、見えてきた課題とは, 月刊保団連, 1199, 37-42, 2015
- 3) 古屋和彦, 関口清美, 水藤昌彦, 脇中洋, 相馬大祐. 矯正施設を退所し自宅等で地域生活をしている知的障害者等の生活実態調査 – 全国地域生活定着支援センターに対するアンケート調査から –, 国立のぞみの園研究紀要第 11 号, 104-123, 2018
- 4) 伊豆丸剛史「罪を犯した高齢者・障害者に寄り添う 生きづらさを解きほぐす福祉の力」厚生労働, 2021
- 5) 厚生労働省, 障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果について, 2022
- 6) 法務省, 令和 2 年版犯罪白書, 法務省法務総合研究所, 2021

## 資料1 アンケート調査票（調査1）

令和3年8月10日

市区町村  
障害福祉担当課ご担当御中

独立行政法人  
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園  
研究部長 日詰正文

令和3年度障害者総合福祉推進事業における  
「地域生活定着支援センターとの連携を中心とした障害者の入口支援を効果的に実施する  
方法に関する調査研究」に係るアンケート調査実施のための基幹相談支援センター名簿  
ご提供のお願い

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、障害のある方々の福祉の向上にご尽力くださり深く感謝申し上げます。

さて、当法人では厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課が所管する令和3年度障害者総合福祉推進事業として「地域生活定着支援センターとの連携を中心とした障害者の入口支援を効果的に実施する方法に関する調査研究」に取り組んでおります。

本研究は、基幹相談支援センター及び相談支援事業所と地域生活定着支援センターとの連携した入口支援等の現状を明らかにするとともに、協働して入口支援等を行った事例を把握し、障害者の入口支援等を効果的に実施する方法について検討するとともに、市町村や地域生活定着支援センター、相談支援事業所が各地域で活用できる事例集を作成することを目的として行うものです。上記研究において、全国の基幹相談支援センターを対象としたアンケート調査を計画しております。

つきましては、ご多用のところ恐縮に存じますが、貴市区町村において、令和3年8月1日現在設置されている「基幹相談支援センター」に関する情報をご提供賜りたく、何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

本研究へご協力いただける場合は、回答用紙のご返信をもって、調査の趣旨をご理解頂けたものとみなさせていただきます。ご多忙中、大変恐縮ではございますが、何卒ご理解、ご協力の程よろしくお願い致します。

### 記

#### 1. 照会事項

- (1) 貴市区町村が設置している「基幹相談支援センター」に関する下記の事項
- ・事業所名
  - ・運営主体名（自治体直営もしくは委託している法人名）
  - ・郵便番号

- ・住所
- ・電話番号
- ・E-mail アドレス (※)
- ・ファックス番号 (※)

※は、わかる範囲で結構です。

## 2. 回答期日

基幹相談支援センターへのアンケート調査票を9月に発送予定のため、8月31日(火)までにご回答ください。大変ご多忙のところご面倒をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

## 3. 回答方法

- ・添付のエクセルシートにご入力の上、E-Mail でご返送ください。
- ・E-mail の返信先は、[okada-hiro@nozomi.go.jp](mailto:okada-hiro@nozomi.go.jp) をお願いいたします。

### 【問い合わせ先】

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園  
総務企画局研究部研究課（担当：日詰・皿山・佐々木・古屋・岡田）  
TEL 027-320-1400（土・日・祝を除く8時30分～17時）  
FAX 027-320-1391 E-mail [okada-hiro@nozomi.go.jp](mailto:okada-hiro@nozomi.go.jp)

**基幹相談支援センター 名簿**

市区町村名：

回答者氏名（担当課名）：

( )

●以下の問にお答えください

- ① 貴自治体での基幹相談支援センター設置の有無
- ② ①で「有り」の場合、圏域での設置の有無


●貴自治体で設置している基幹相談支援センターすべてを以下の表に記載してください。

※印の項目はわかる範囲で結構です。

	事業所名	運営主体名（法人名）	(※圏域での設置の場合) 圏域に含まれる自治体名	郵便番号	住所	電話番号	E-mailアドレス(※)	FAX番号(※)
	(記入例) ●●市基幹相談支援センター	社会福祉法人○○会		〒000-0000	□□市▲▲1-2-3	000-000-0000	××@××.jp	000-000-0000
	(記入例) ●●圏域基幹相談支援センター	○○町（直営）	◆市、■町、★村	〒000-0000	○○町▲▲4-5-6	000-000-0000	××@××.jp	000-000-0000
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

※必要に応じて行を追加してください。

★アンケートの返信先 [nozomi.tyousa@nozomi.go.jp](mailto:nozomi.tyousa@nozomi.go.jp)

## 資料2 アンケート調査票（調査2）

地域生活定着支援センター  
センター長 様

令和3年10月13日

令和3年度障害者総合福祉推進事業

「地域生活定着支援センターとの連携を中心とした障害者の入口支援を効果的に実施する方法に関する調査研究」

### 「地域生活定着支援センターにおける障害者の入口支援に関する実態調査」

#### ご協力をお願い

独立行政法人

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

総務企画局研究部 研究部長 日詰 正文

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より当法人の事業運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当法人では、令和3年度障害者総合福祉推進事業費補助金により、令和3年度から1か年の計画で、「地域生活定着支援センターとの連携を中心とした障害者の入口支援を効果的に実施する方法に関する調査研究」を行っております。本研究では、基幹相談支援センター及び相談支援事業所と地域生活定着支援センターとの連携した入口支援等の現状を明らかにするとともに、協働して入口支援等を行った事例を把握し、障害者の入口支援等を効果的に実施する方法について検討することを目的としております。ご多忙中のところ恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

本研究へご協力いただける場合は、回答用紙のご返信をもって、調査の趣旨をご理解頂けたものとみなさせていただきます。

ご多忙中、大変恐縮ではございますが、何卒ご理解、ご協力の程よろしくお願い致します。

#### 記

調査の対象：全国の地域生活定着支援センター（48カ所）

調査の方法：アンケート（別紙・A4用紙4枚）

回答の方法：所定の「回答票」（Excelシート）に回答をご記入ください。

回答票は、返信用封筒に同封の上、**11月19日（金）**までにご返信ください。

その他：ご回答いただいた内容から、さらに具体的な取り組みや事例等を把握することを目的に、ヒアリング調査をお願いする場合があります。その場合は、別途電話にてお願いさせていただきます。

なお本研究に関する以下の項目について、次頁に掲載させていただいております。ご一読いただきますようお願い申し上げます。

- 研究の内容について
- 個人情報の取扱について
- 研究結果の公表
- 研究協力の同意と撤回について
- 研究に関する疑問や問い合わせたいことが生じた場合の連絡先について

**【研究の内容について】**

- 本研究は、基幹相談支援センター及び相談支援事業所と地域生活定着支援センターとの連携した入口支援等の現状を明らかにするとともに、協働して入口支援等を行った事例を把握し、障害者の入口支援等を効果的に実施する方法について検討することを目的とするものです。
- 方法は、貴センターの担当職員の方を対象に、別添えのアンケート用紙にご記入頂きます。
- 研究全体の実施期間は、審査結果通知書交付日から令和3年3月までとします。
- 本研究の研究費は、令和3年度障害者総合福祉推進事業費補助金より拠出し、他者及び他社との金銭や利益の関与はございません（利益相反はございません）。

**【個人情報の取扱について】**

- 本研究で得られたデータは、当法人の鍵のかかる部屋にて管理し、全てのデータにパスワードを設定して厳重に管理いたします。
- 結果の公表に際しては、個人が特定されないように配慮いたします。

**【研究結果の公表について】**

- 得られた結果は、研究紀要、学会発表等で公表することを予定しております。
- 厚生労働省が所管する研究機関において、厚生労働行政等に資する研究データの利活用を促進するための基盤整備が行われており、本研究においても研究成果のデータ等の公開・利活用が実施される場合があります。その場合は、個人情報等を匿名化し、個人が特定されないように配慮いたします。

**【研究協力の同意と撤回について】**

- この研究への参加は、ご本人の自由意志によるものです。
- 研究協力を拒否あるいは撤回しても、事業所及び調査対象者が不利な扱いを受ける等の不利益が生じることは一切ありません。
- 研究期間中であれば同意を撤回することができます。

**【研究に関する疑問や問い合わせたいことが生じた場合の連絡先について】**

- この研究は、「国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究倫理委員会」の承認を得て、研究に協力していただく皆さまに不利益がないように万全の注意を払って行います。
- 研究内容や個人情報の取り扱いについて、ご意見やご質問、または内容について確認したいこと、ご不明な点などがございましたら、お気軽に下記担当者までお尋ね下さい。

本件に関するお問い合わせ先

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園  
研究部研究課 日詰 皿山 古屋 佐々木 岡田

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120-2

☎ 027-320-1400 FAX 027-320-1391

E-mail [nozomi.tyousa@nozomi.go.jp](mailto:nozomi.tyousa@nozomi.go.jp)

地域生活定着支援センターにおける障害者の入口支援に関する実態調査

センター名		運営主体名(法人名等)		電話/FAX	
回答者名		回答者の職名		E-mailアドレス	

■貴センターの支援の状況について、以下の質問にお答えください。回答は令和2年度(令和2年4月1日～3月末日)および令和3年4月1日～9月末日(6カ月間)に「新規で依頼を受けたケース」でご回答ください。

※この調査における「入口支援」とは、「被疑者等支援業務、もしくは、相談支援業務としてセンター独自に行った被疑者・被告人段階での支援すべて」を指します。

※この調査における「障害者」とは、年齢を問わず、身体障害、知的障害、発達障害、精神障害、いずれかの診断もしくはその疑いのある方を指します。

※「高齢者」もしくは「認知症の診断のある高齢者」は除きます。「障害のある高齢者」および「認知症のある障害者」は「障害者」に含まれます。

I. 入口支援の有無について

問1. 貴センターは、「入口支援」を行っていますか？該当するものに○をつけてください。(令和3年9月末日現在)

①行っている	②行っていない
--------	---------

「①行っている」と回答した方は、このまま「II」をご回答ください。

「②行っていない」と回答した方は、「III」をご回答ください。(「II」の回答は不要です)

II. 入口支援の実績について(令和2年度および令和3年4月～9月)

問2. 貴センターが入口支援を行った利用者の実人数を教えてください。

(令和2年度)	人	➔	●そのうち電話でのみ対応した実人数
(令和3年4～9月)	人		(令和2年度) 人
			(令和3年4～9月) 人

問3. 問2で回答した、入口支援を行った利用者について、以下の項目ごとの人数を教えてください。

①利用者の障害種別

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他( )
(令和2年度)					
(令和3年4～9月)					
	重複(知的と身体)	重複(知的と精神)	重複(身体と精神)	重複(身体・知的・精神)	その他の重複( )
(令和2年度)					
(令和3年4～9月)					

②支援の依頼元

	検察庁	弁護士	行政	基幹相談支援センターおよび障害者相談支援事業所	その他( )
(令和2年度)					
(令和3年4～9月)					

③支援の相談を受けたタイミング

	被疑者の段階	被告人の段階	判決後の段階(執行猶予も含む)	その他( )
(令和2年度)				
(令和3年4～9月)				

問4. 問2で回答した、入口支援を行った利用者のうち、基幹相談支援センターおよび障害者相談支援事業所との関わりについて、以下の項目ごとの人数を教えてください。

■支援の開始

①貴センターから、基幹相談支援センターおよび障害者相談支援事業所に協力を依頼したケース

(令和2年度)	人
(令和3年4～9月)	人

②基幹相談支援センターおよび障害者相談支援事業所から、貴センターへ協力を依頼されたケース

(令和2年度)	人
(令和3年4～9月)	人

■支援の終了、継続等

③貴センターが中心となって支援を継続しているケース	(令和2年度)	<input type="text"/>	人
	(令和3年4～9月)	<input type="text"/>	人
④貴センターも一定の関与を継続しているが、基幹相談支援センターおよび障害者相談支援事業所に支援の中心的な役割が移行しているケース	(令和2年度)	<input type="text"/>	人
	(令和3年4～9月)	<input type="text"/>	人
⑤貴センターによる関与が終了し、基幹相談支援センターおよび障害者相談支援事業所が中心となって支援を継続しているケース	(令和2年度)	<input type="text"/>	人
	(令和3年4～9月)	<input type="text"/>	人

問5. 問4で回答した基幹相談支援センターおよび障害者相談支援事業所との関わりについて、以下の項目ごとに記述してください。

①支援がうまくいった事例 (うまくいくためのポイント、工夫など)	<input type="text"/>
②支援がうまくいかなかった事例 (うまくいかない要因や課題など)	<input type="text"/>

問6. 問2で回答した入口支援に関して、連携した地域の関係機関を教えてください。(令和2年度、令和3年4～9月両方を含めて)

回答は、以下の選択肢から、該当するものすべてを選んでください。

- |                    |                       |
|--------------------|-----------------------|
| 1. 基幹相談支援センター      | 2. 障害者相談支援事業所         |
| 3. 本人が利用する障害者支援事業所 | 4. 自立支援協議会            |
| 5. 自治体の障害福祉担当部署    | 6. 自治体の生活保護担当部署       |
| 7. 保健所             | 8. 医療機関               |
| 9. 弁護士(国選)         | 10. 弁護士(国選以外)         |
| 11. 自治体の社会福祉士会     | 12. 自治体の精神保健福祉士会      |
| 13. 自治体の弁護士会       |                       |
| 14. 警察             | 15. 地方検察庁             |
| 17. 更生保護施設         | 18. 保護観察所             |
| 20. 児童相談所          | 16. 少年鑑別所             |
| 22. その他( )         | 19. 自立準備ホーム           |
|                    | 21. 要保護児童対策地域協議会(要対協) |

<input type="text"/>
※「22. その他」を選択した場合、 具体的な機関を記入してください。
<input type="text"/>

Ⅲ. 入口支援における地域の支援体制と課題について

問7. 貴センターが設置されている都道府県内には全部でいくつの市町村がありますか。そのうち、再犯防止推進計画に基づく窓口が設置され、それに関連した会議等が設置されている市町村は何箇所ですか。(協議会、入口支援部会等)  
また、そのうち貴センターが参加しているのは何箇所ですか。

市区町村数	会議等設置されている市区町村数	貴センターが参加している数
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

問8. 貴センターが設置されている都道府県には入口支援に関連する会議等が設置されていますか。あてはまる方に○をご記入ください。

設置されている	設置されていない
<input type="text"/>	<input type="text"/>

問9. 問7で答えた入口支援に関連する会議等のほか、貴センターが主催する会議はありますか。あてはまる方に○をご記入ください。

ある	ない
<input type="text"/>	<input type="text"/>

問10. 問7、問8で答えた入口支援に関連する会議等のうち貴センターが参加していないものがある場合は、その理由をお聞かせください

<input type="text"/>
----------------------

問11. 問7でお答えの会議等に参加している主な関係機関を、問6の選択肢から、該当するものすべてを選んでください。

<input type="text"/>
※「22. その他」を選択した場合、具体的な機関を記入してください。
<input type="text"/>

問12. 入口支援を行う上で(現在行っていないセンターは今後行う場合)、課題と感じていることがあれば教えてください。回答は、以下の項目ごとに記述してください。

①運営について	<input type="text"/>
②実務について	<input type="text"/>

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

## 資料3 アンケート調査票（調査3）

基幹相談支援センター  
センター長 様

令和3年10月13日

令和3年度障害者総合福祉推進事業

「地域生活定着支援センターとの連携を中心とした障害者の入口支援を効果的に実施する方法に関する調査研究」

### 「基幹相談支援センターにおける障害者の入口支援に関する実態調査」

#### ご協力をお願い

独立行政法人  
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園  
総務企画局研究部 研究部長 日詰 正文

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より当法人の事業運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当法人では、令和3年度障害者総合福祉推進事業費補助金により、令和3年度から1か年の計画で、「地域生活定着支援センターとの連携を中心とした障害者の入口支援を効果的に実施する方法に関する調査研究」を行っております。本研究では、基幹相談支援センター及び相談支援事業所と地域生活定着支援センターとの連携した入口支援等の現状を明らかにするとともに、協働して入口支援等を行った事例を把握し、障害者の入口支援等を効果的に実施する方法について検討することを目的としております。ご多忙のところ恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

本研究へご協力いただける場合は、回答用紙のご返信をもって、調査の趣旨をご理解頂けたものとみなさせていただきます。

ご多忙中、大変恐縮ではございますが、何卒ご理解、ご協力の程よろしくお願い致します。

#### 記

調査の対象：全国の基幹相談支援センター（550カ所）

調査の方法：アンケート（別紙・A4用紙4枚）

回答の方法：所定の「回答票」（Excelシート）に回答をご記入ください。

回答票は、返信用封筒に同封の上、**11月19日（金）**までにご返信ください。

その他：ご回答いただいた内容から、さらに具体的な取り組みや事例等を把握することを目的に、ヒアリング調査をお願いする場合があります。その場合は、別途電話にてお願いさせていただきます。

なお本研究に関する以下の項目について、次頁に掲載させていただいております。ご一読いただきますようお願い申し上げます。

- 研究の内容について
- 個人情報の取扱いについて
- 研究結果の公表
- 研究協力の同意と撤回について
- 研究に関する疑問や問い合わせたいことが生じた場合の連絡先について

**【研究の内容について】**

- 本研究は、基幹相談支援センター及び相談支援事業所と地域生活定着支援センターとの連携した入口支援等の現状を明らかにするとともに、協働して入口支援等を行った事例を把握し、障害者の入口支援等を効果的に実施する方法について検討することを目的とするものです。
- 方法は、貴センターの担当職員の方を対象に、別添えのアンケート用紙にご記入頂きます。
- 研究全体の実施期間は、審査結果通知書文付日から令和3年3月までとします。
- 本研究の研究費は、令和3年度障害者総合福祉推進事業費補助金より拠出し、他者及び他社との金銭や利益の関与はございません（利益相反はございません）。

**【個人情報の取扱について】**

- 本研究で得られたデータは、当法人の鍵のかかる部屋にて管理し、全てのデータにパスワードを設定して厳重に管理いたします。
- 結果の公表に際しては、個人が特定されないように配慮いたします。

**【研究結果の公表について】**

- 得られた結果は、研究紀要、学会発表等で公表することを予定しております。
- 厚生労働省が所管する研究機関において、厚生労働行政等に資する研究データの利活用を促進するための基盤整備が行われており、本研究においても研究成果のデータ等の公開・利活用が実施される場合があります。その場合は、個人情報等を匿名化し、個人が特定されないように配慮いたします。

**【研究協力の同意と撤回について】**

- この研究への参加は、ご本人の自由意志によるものです。
- 研究協力を拒否あるいは撤回しても、事業所及び調査対象者が不利な扱いを受ける等の不利益が生じることは一切ありません。
- 研究期間中であれば同意を撤回することができます。

**【研究に関する疑問や問い合わせたいことが生じた場合の連絡先について】**

- この研究は、「国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究倫理委員会」の承認を得て、研究に協力していただく皆さまに不利益がないように万全の注意を払って行います。
- 研究内容や個人情報の取り扱いについて、ご意見やご質問、または内容について確認したいこと、ご不明な点などがございましたら、お気軽に下記担当者までお尋ね下さい。

本件に関するお問い合わせ先

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園  
研究部研究課 日詰 皿山 古屋 佐々木 岡田

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町 2120-2

☎ 027-320-1400 FAX 027-320-1391

E-mail [nozomi.tyousa@nozomi.go.jp](mailto:nozomi.tyousa@nozomi.go.jp)

基幹相談支援センターにおける障害者の入口支援に関する実態調査

センター名		運営主体名(法人名等)		電話/FAX	/
回答者名		回答者の職名		E-mailアドレス	

■貴センターの支援の状況について、以下の質問にお答えください。回答は令和2年度(令和2年4月1日～3月末日)および令和3年4月1日～9月末日(6カ月間)でご回答ください。

問1. 貴センターで支援を行っている利用者のうち、犯罪(非行)行為で逮捕されたことにより警察や弁護士などから新規で相談を受けて支援を行った利用者の実人数を教えてください。

(令和2年度)  人  
(令和3年4～9月)  人

問2. 問1で回答した利用者以外で、支援を行っていたが犯罪(非行)行為により逮捕されるなど刑事手続きに関わる支援を行った利用者の実人数を教えてください。

(令和2年度)  人  
(令和3年4～9月)  人

問3. 問1、問2で回答した利用者について、以下の項目ごとの人数を教えてください。なお、人数は問1と問2の人数の合算でご回答ください。

①利用者の障害種別

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他( )
(令和2年度)					
(令和3年4～9月)					
	重複(知的と身体)	重複(知的と精神)	重複(身体と精神)	重複(身体・知的・精神)	その他の重複( )
(令和2年度)					
(令和3年4～9月)					

②相談の依頼元

	検察庁	弁護士	行政	地域生活定着支援センター	その他( )
(令和2年度)					
(令和3年4～9月)					

③相談を受けたタイミング

	被疑者の段階	被告人の段階	判決後の段階(執行猶予も含む)	その他( )
(令和2年度)				
(令和3年4～9月)				

問4. 問1、問2で回答した利用者のうち、地域生活定着支援センターや相談支援事業所等との関わりについて、以下の項目ごとの人数を教えてください。

①貴センターから、地域生活定着支援センターに協力を依頼したケース  
(令和2年度)  人  
(令和3年4～9月)  人

②地域生活定着支援センターから、貴センターへ協力を依頼されたケース  
(令和2年度)  人  
(令和3年4～9月)  人

③貴センターが中心となって支援を継続しているケース  
(令和2年度)  人  
(令和3年4～9月)  人

④障害福祉サービス等の利用などにより、地域の特定相談支援事業所等に支援の中心的な役割が移行しているケース  
(令和2年度)  人  
(令和3年4～9月)  人

⑤貴センターから計画相談等に支援が引き継がれているが、現在も貴センターがバックアップを継続しているケース  
(令和2年度)  人  
(令和3年4～9月)  人

⑥支援が途切れたケース  
(令和2年度)  人  
(令和3年4～9月)  人

問5. 問4で回答した地域生活定着支援センターとの関わりについて、以下の項目ごとに記述してください。

①支援がうまくいった事例 (うまくいくためのポイント、工夫など)	
②支援がうまくいかなかった事例 (うまくいかない要因や課題など)	

問6. 問1、問2で回答した支援に関して、連携した地域の関係機関を教えてください。(令和2年度、令和3年4～9月両方を含めて)

回答は、以下の選択肢から、該当するものすべて選んでください。

1. 地域生活定着支援センター	2. 障害者相談支援事業所
3. 本人が利用する障害者支援事業所	4. 自立支援協議会
5. 自治体の障害福祉担当部署	6. 自治体の生活保護担当部署
7. 保健所	8. 医療機関
9. 弁護士(国選)	10. 弁護士(国選以外)
11. 自治体の社会福祉士会	12. 自治体の精神保健福祉士会
13. 自治体の弁護士会	
14. 警察	15. 地方検察庁
17. 更生保護施設	18. 保護観察所
20. 児童相談所	16. 少年鑑別所
22. その他( )	19. 自立準備ホーム
	21. 要保護児童対策地域協議会(要対協)

※「22. その他」を選択した場合、  
具体的な機関を記入してください。

問7. 問1、問2で回答した支援を行う上で、課題と感じていることがあれば教えてください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

## 資料4 ヒアリング調査票（調査4）

### ■ 地域生活定着支援センター対象

#### 【設問項目】

#### 1. 入口支援で支援した好事例（基幹相談支援センターなどとの多機関連携をしてうまくいった事例）についてお聞かせください。

- (1-1) 支援対象者はどんな人でしたか（年代、罪名、障害の有無など）
- (1-2) 支援経過を教えてください（それまでの福祉とのつながりの有無、支援につながった経緯、支援の経過など）
- (1-3) 支援に関わった関係機関とその役割について教えてください。また、中心となった機関を教えてください。
- (1-4) なぜ連携がうまくできたと思いますか。考えられる要因を教えてください。

#### 2. 関係機関との連携についてお聞かせください

- (2-1) 入口支援で他機関から求められる役割として、貴センターができることは何ですか
- (2-2) 2-1 で回答した役割を果たすために、依頼の際に相手方（依頼元の他機関）にやってもらいたいことは何ですか
- (2-3) 貴センターが他機関へ依頼を行う際、円滑な連携のために心がけていることは何ですか

#### 3. 個人情報の収集や提供についてお聞かせください

- (3-1) 他機関から最初に提供される支援対象者の情報はどのように提供されていますか。情報の量や内容は十分ですか
- (3-2) 情報量が足りなかったり内容に偏りがある場合、貴センターとしてどのように対応していますか
- (3-3) 他機関へ情報提供を行う際、どのようなことに気を付けていますか

#### 4. 地域生活定着支援センターとしての入口支援業務についてお聞かせください

- (4-1) 入口支援に取り組み始める前のイメージはどのようなものでしたか。  
実際に入口支援を経験してみて、そのイメージは変わりましたか
- (4-2) 入口支援で求められるスキルはどのようなものですか
- (4-3) 4-2 のスキル習得のために行っていることはありますか
- (4-4) 入口支援に関する課題と、その課題解決のために行っていることを教えてください

## 資料5 ヒアリング調査票（調査5）

### ■ 基幹相談支援センター対象

#### 【設問項目】

#### 1. 入口支援で支援した好事例（地域生活定着支援センターなどの多機関連携をうまくいった事例）についてお聞かせください。

(1-1) 支援対象者はどんな人でしたか（年代、罪名、障害の有無など）

(1-2) 支援経過を教えてください（それまでの福祉とのつながりの有無、支援につながった経緯、支援の経過など）

(1-3) 支援に関わった関係機関とその役割について教えてください。また、中心となった機関を教えてください。

(1-4) なぜ連携がうまくできたと思いますか。考えられる要因を教えてください。

#### 2. 関係機関との連携についてお聞かせください

(2-1) 入口支援で他機関から求められる役割として、貴センターができることは何ですか

(2-2) 2-1 で回答した役割を果たすために、依頼の際に相手方（依頼元の他機関）にやってもらいたいことは何ですか

(2-3) 貴センターが他機関へ依頼を行う際、円滑な連携のために心がけていることは何ですか

#### 3. 個人情報の収集や提供についてお聞かせください

(3-1) 他機関から最初に提供される支援対象者の情報はどのように提供されていますか。情報の量や内容は十分ですか

(3-2) 情報量が足りなかったり内容に偏りがある場合、貴センターとしてどのように対応していますか

(3-3) 他機関へ情報提供を行う際、どのようなことに気を付けていますか

#### 4. 基幹相談支援センターとしての入口支援業務についてお聞かせください

(4-1) 入口支援に取り組み始める前のイメージはどのようなものでしたか。

実際に入口支援を経験してみて、そのイメージは変わりましたか

(4-2) 相談支援専門員の立場において、入口支援で求められるスキルはどのようなものですか

(4-3) 4-2 のスキル習得のために行っていることはありますか

(4-4) 入口支援に関する課題と、その課題解決のために行っていることを教えてください

## 資料6 アンケート調査結果（調査2）

### 「地域生活定着支援センターにおける障害者の入口支援に関する実態調査」【回答結果】

配布数 48 有効回答数 34（回収率 70.8%）

■貴センターの支援の状況について、以下の質問にお答えください。回答は令和2年度（令和2年4月1日～3月末日）及び令和3年4月1日～9月末日（6カ月間）に「新規で依頼を受けたケース」でご回答ください。

#### I. 入口支援の有無について

問1. 貴センターは、「入口支援」を行っていますか？該当するものに○をつけてください。（令和3年9月末日現在）

	行っている	行っていない	合計
回答数	28	6	34
構成比	82.4%	17.6%	100.0%

n=34

#### II. 入口支援の実績について（令和2年度及び令和3年4月～9月）

問2. 貴センターが入口支援を行った利用者の実人数を教えてください。

	実人数(全体)	電話のみで対応した数
令和2年度	346	134
令和3年4～9月	242	108

問3. 問2で回答した、入口支援を行った利用者について、以下の項目ごとの人数を教えてください。

##### ①利用者の障害種別

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	重複 (知的・身体)	重複 (知的・精神)	重複 (身体・精神)	重複 (身体・知的・精神)	その他重複
令和2年度(人数)	4	73	152	16	18	2	24	6	0	29
構成比	1.2%	21.1%	43.9%	4.6%	5.2%	0.6%	6.9%	1.7%	0.0%	8.4%
令和3年4～9月(人数)	4	57	95	19	19	1	12	1	0	16
構成比	1.7%	23.6%	39.3%	7.9%	7.9%	0.4%	5.0%	0.4%	0.0%	6.6%
全件数	8	130	247	35	37	3	36	7	0	45
構成比	1.4%	22.1%	42.0%	6.0%	6.3%	0.5%	6.1%	1.2%	0.0%	7.7%

n=346  
n=242  
n=588

## ② 支援の依頼元

	検察庁	弁護士	行政	基幹相談支援センターおよび障害者相談支援事業所	その他	未回答・不明	
令和2年度(人数)	65	178	9	18	66	10	n=346
構成比	18.8%	51.4%	2.6%	5.2%	19.1%	2.9%	
令和3年4～9月(人数)	54	54	6	12	47	69	n=242
構成比	22.3%	22.3%	2.5%	5.0%	19.4%	28.5%	
全件数	119	232	15	30	113	79	n=588
構成比	20.2%	39.5%	2.6%	5.1%	19.2%	13.4%	

## ③ 支援の相談を受けたタイミング

	被疑者段階	被告人段階	判決後の段階(執行猶予含む)	その他	未回答・不明	
令和2年度(人数)	137	83	17	17	92	n=346
構成比	39.6%	24.0%	4.9%	4.9%	26.6%	
令和3年4～9月(人数)	107	60	14	4	57	n=242
構成比	44.2%	24.8%	5.8%	1.7%	23.6%	
全件数	244	143	31	21	149	n=588
構成比	41.5%	24.3%	5.3%	3.6%	25.3%	

問4. 問2で回答した、入口支援を行った利用者のうち、基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業所との関わりについて、以下の項目ごとの人数を教えてください。

### ■ 支援の開始

#### ① 貴センターから、基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業所に協力を依頼したケース

	全体数	全体比	
令和2年度(人)	81	23.4%	n=346
令和3年4～9月(人)	57	23.6%	n=242
合計	138	23.5%	n=588

#### ② 基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業所から、貴センターへ協力を依頼されたケース

	全体数	全体比	
令和2年度(人)	18	5.2%	n=346
令和3年4～9月(人)	17	7.0%	n=242
合計	35	6.0%	n=588

■ 支援の終了、継続等

③ 貴センターが中心となって支援を継続しているケース

	全体数	全体比	
令和2年度(人)	32	9.2%	n=346
令和3年4～9月(人)	43	17.8%	n=242
合計	75	12.8%	n=588

④ 貴センターも一定の関与を継続しているが、基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業所に支援の中心的な役割が移行しているケース

	全体数	全体比	
令和2年度(人)	37	10.7%	n=346
令和3年4～9月(人)	27	11.2%	n=242
合計	64	10.9%	n=588

⑤ 貴センターによる関与が終了し、基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業所が中心となって支援を継続しているケース

	全体数	全体比	
令和2年度(人)	34	9.8%	n=346
令和3年4～9月(人)	16	6.6%	n=242
合計	50	8.5%	n=588

問5. 問4で回答した基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業所との関わりについて、以下の項目ごとに記述してください。(自由記述)

- ① 支援がうまくいった事例 (うまくいくためのポイント、工夫など) ※回答は本報告書 P12 を参照
- ② 支援がうまくいかなかった事例 (うまくいかない要因や課題など) ※回答は本報告書 P12 を参照

問6. 問2で回答した入口支援に関して、連携した地域の関係機関を教えてください。（令和2年度、令和3年4～9月両方を合わせて）回答は、以下の選択肢から、該当するものすべてを選んでください。

	基幹相談支援センター	障害者相談支援事業所	本人が利用する障害者支援事業所	自立支援協議会	自治体の障害福祉担当部署	自治体の生活保護担当部署	保健所	医療機関
事業所数	19	24	22	1	23	23	8	21
構成比	67.9%	85.7%	78.6%	3.6%	82.1%	82.1%	28.6%	75.0%

	弁護士（国選）	弁護士（国選以外）	自治体の社会福祉士会	自治体の精神保健福祉士会	自治体の弁護士会	警察	地方検察庁	少年鑑別所
事業所数	24	5	5	2	4	13	20	6
構成比	85.7%	17.9%	17.9%	7.1%	14.3%	46.4%	71.4%	21.4%

	更生保護施設	保護観察所	自立準備ホーム	児童相談所	要保護児童対策地域協議会	その他
事業所数	17	25	19	5	1	13
構成比	60.7%	89.3%	67.9%	17.9%	3.6%	46.4%

n=28

### Ⅲ. 入口支援における地域の支援体制と課題について

問7. 貴センターが設置されている都道府県内には全部でいくつの市町村がありますか。そのうち、再犯防止推進計画に基づく窓口が設置され、それに関連した会議等が設置されている市町村は何箇所ですか。（協議会、入口支援部会等） また、そのうち貴センターが参加しているのは何箇所ですか。

	全市町村数	会議等設置されている市町村数	センターが参加している市町村数
回答数	1230	50	11
構成比	100.0%	4.1%	0.9%

問8. 貴センターが設置されている都道府県には入口支援に関連する会議等が設置されていますか。

	設置されている	設置されていない
回答数	19	15
構成比	55.9%	44.1%

n=34

問9. 問7で答えた入口支援に関連する会議等のほか、貴センターが主催する会議はありますか。

	ある	ない
回答数	17	17
構成比	50.0%	50.0%

n=34

問 10. 問 7、問 8 で答えた入口支援に関連する会議等のうち貴センターが参加していないものがある場合は、その理由をお聞かせください。（自由記述）

※回答は本報告書 P15 を参照

問 11. 問 7 でお答えの会議等に参加している主な関係機関を、問 6 の選択肢から、該当するものすべてを選んでください。

	基幹相談支援センター	障害者相談支援事業所	本人が利用する障害者支援事業所	自立支援協議会	自治体の障害福祉担当部署	自治体の生活保護担当部署	保健所	医療機関
回答数	0	1	0	0	6	6	1	2
構成比	0.0%	5.9%	0.0%	0.0%	35.3%	35.3%	5.9%	11.8%

	弁護士（国選）	弁護士（国選以外）	自治体の社会福祉士会	自治体の精神保健福祉士会	自治体の弁護士会	警察	地方検察庁	少年鑑別所
回答数	1	0	4	1	7	6	10	7
構成比	5.9%	0.0%	23.5%	5.9%	41.2%	35.3%	58.8%	41.2%

	更生保護施設	保護観察所	自立準備ホーム	児童相談所	要保護児童対策地域協議会	その他
回答数	8	12	1	0	0	10
構成比	47.1%	70.6%	5.9%	0.0%	0.0%	58.8%

n=17

問 12. 入口支援を行う上で（現在行っていないセンターは今後行う場合）、課題と感じていることがあれば教えてください。回答は、以下の項目ごとに記述してください。（自由記述）

※回答は本報告書 P16 を参照

## 資料7 アンケート調査結果（調査3）

### 「基幹相談支援センターにおける障害者の入口支援に関する実態調査」【回答結果】

配布数 528 有効回答数 300（回収率 56.8%）

■ 貴センターの支援の状況について、以下の質問にお答えください。回答は令和2年度（令和2年4月1日～3月末日）及び令和3年4月1日～9月末日（6カ月間）でご回答ください。

問1. 貴センターで支援を行っている利用者のうち、犯罪（非行）行為で逮捕されたことにより警察や弁護士などから新規で相談を受けて支援を行った利用者の実人数を教えてください。

	実人数(全体)
令和2年度	199
令和3年4～9月	188

#### ● 問1の対象となる利用者が一人以上いる事業所

	事業所数	全体比	
令和2年度	92	30.7%	n=300
令和3年4～9月	83	27.7%	n=300

問2. 問1で回答した利用者以外で、支援を行っていたが犯罪（非行）行為により逮捕されるなど刑事手続きに関わる支援を行った利用者の実人数を教えてください。

	実人数(全体)
令和2年度	81
令和3年4～9月	77

#### ● 問2の対象となる利用者が一人以上いる事業所

	事業所数	全体比	
令和2年度	51	17.0%	n=300
令和3年4～9月	54	18.0%	n=300

問3. 問1、問2で回答した利用者について、以下の項目ごとの人数を教えてください。なお、人数は問1と問2の人数の合算でご回答ください。

①利用者の障害種別

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	重複 (知的・身体)	重複 (知的・精神)	重複 (身体・精神)	重複 (身体・知的・精神)	その他重複
令和2年度(人数)	9	85	95	29	10	2	28	3	1	9
構成比	3.2%	30.4%	33.9%	10.4%	3.6%	0.7%	10.0%	1.1%	0.4%	3.2%
令和3年4～9月(人数)	7	78	83	29	8	2	35	5	0	10
構成比	2.6%	29.4%	31.3%	10.9%	3.0%	0.8%	13.2%	1.9%	0.0%	3.8%
全件数	16	163	178	58	18	4	63	8	1	19
構成比	2.9%	29.9%	32.7%	10.6%	3.3%	0.7%	11.6%	1.5%	0.2%	3.5%

②支援の依頼元

	検察庁	弁護士	行政	基幹相談支援 センターおよび 障害者相談支援 事業所	その他	未回答・ 不明	
令和2年度(人数)	30	45	52	43	79	31	n=280
構成比	10.7%	16.1%	18.6%	15.4%	28.2%	11.1%	
令和3年4～9月(人数)	17	39	50	40	88	31	n=265
構成比	6.4%	14.7%	18.9%	15.1%	33.2%	11.7%	
全件数	47	84	102	83	167	62	n=545
構成比	8.6%	15.4%	18.7%	15.2%	30.6%	11.4%	

③支援の相談を受けたタイミング

	被疑者段階	被告人段階	判決後の段階 (執行猶予含む)	その他	未回答・ 不明	
令和2年度(人数)	73	47	87	38	35	n=280
構成比	26.1%	16.8%	31.1%	13.6%	12.5%	
令和3年4～9月(人数)	72	27	76	47	43	n=265
構成比	27.2%	10.2%	28.7%	17.7%	16.2%	
全件数	145	74	163	85	78	n=545
構成比	26.6%	13.6%	29.9%	15.6%	14.3%	

問4. 問1、問2で回答した利用者のうち、地域生活定着支援センターや相談支援事業所等との関わりについて、以下の項目ごとの人数を教えてください。

①責センターから、地域生活定着支援センターに協力を依頼したケース

	全体数	全体比	
令和2年度(人)	15	5.4%	n=280
令和3年4～9月(人)	10	3.8%	n=265
合計	25	4.6%	n=545

②地域生活定着支援センターから、貴センターへ協力を依頼されたケース

	全体数	全体比	
令和2年度(人)	49	17.5%	n=280
令和3年4～9月(人)	48	18.1%	n=265
合計	97	17.8%	n=545

③貴センターが中心となって支援を継続しているケース

	全体数	全体比	
令和2年度(人)	98	35.0%	n=280
令和3年4～9月(人)	120	45.3%	n=265
合計	218	40.0%	n=545

④障害福祉サービス等の利用などにより、地域の特定相談支援事業所等に支援の中心的な役割が移行しているケース

	全体数	全体比	
令和2年度(人)	70	25.0%	n=280
令和3年4～9月(人)	58	21.9%	n=265
合計	128	23.5%	n=545

⑤貴センターから計画相談等に支援が引き継がれているが、現在も貴センターがバックアップを継続しているケース

	全体数	全体比	
令和2年度(人)	54	19.3%	n=280
令和3年4～9月(人)	48	18.1%	n=265
合計	102	18.7%	n=545

⑥支援が途切れたケース

	全体数	全体比	
令和2年度(人)	49	17.5%	n=280
令和3年4～9月(人)	23	8.7%	n=265
合計	72	13.2%	n=545

問5. 問4で回答した地域生活定着支援センターとの関わりについて、以下の項目ごとに記述してください。(自由記述)

①支援がうまくいった事例(うまくいくためのポイント、工夫など) ※回答は本報告書 P22 を参照

②支援がうまくいかなかった事例(うまくいかない要因や課題など) ※回答は本報告書 P24 を参照

問6. 問1、問2で回答した支援に関して、連携した地域の関係機関を教えてください。（令和2年度、令和3年4～9月両方を含めて）回答は、以下の選択肢から、該当するものすべてを選んでください。

	地域生活定着支援センター	障害者相談支援事業所	本人が利用する障害者支援事業所	自立支援協議会	自治体の障害福祉担当部署	自治体の生活保護担当部署	保健所	医療機関
事業所数	74	98	94	7	103	61	44	85
構成比	49.3%	65.3%	62.7%	4.7%	68.7%	40.7%	29.3%	56.7%

	弁護士(国選)	弁護士(国選以外)	自治体の社会福祉士会	自治体の精神保健福祉士会	自治体の弁護士会	警察	地方検察庁	少年鑑別所
事業所数	55	19	9	0	4	71	26	11
構成比	36.7%	12.7%	6.0%	0.0%	2.7%	47.3%	17.3%	7.3%

	更生保護施設	保護観察所	自立準備ホーム	児童相談所	要保護児童対策地域協議会	その他
事業所数	19	53	13	15	4	36
構成比	12.7%	35.3%	8.7%	10.0%	2.7%	24.0%

n=150

問7. 問1、問2で回答した支援を行う上で、課題と感じていることがあれば教えてください。（自由記述）

※回答は本報告書 P26 を参照

# 報告書 作成者一覧

氏名	所属
山下 浩司	大村市社会福祉協議会
徳山 勝	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター
本多 崇人	新潟県地域生活定着支援センター
桑野 博文	大分県地域生活定着支援センター
浦崎 寛泰	弁護士法人ソーシャルワーカーズ
水藤 昌彦	山口県立大学 社会福祉学部
大村 美保	筑波大学 人間系 障害科学域
日詰 正文	国立のぞみの園研究部
皿山 明美	国立のぞみの園研究部
古屋 和彦	国立のぞみの園研究部
佐々木 茜	国立のぞみの園研究部
岡田 裕樹	国立のぞみの園研究部

所属は2022年3月31日現在

令和3年度障害者総合福祉推進事業

地域生活定着支援センターとの連携を中心とした  
障害者の入口支援を効果的に実施する方法に関する調査研究  
報告書

令和4（2022）年3月

編集・発行 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園  
〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町 2120 番地 2  
TEL 027-325-1501 FAX 027-327-7628  
URL <https://www.nozomi.go.jp>

印刷所 やどかり印刷